

令和 7 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月4日)

| | |
|--|---|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 職務のため議場に出席した者の職・氏名 | 2 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 2 |
| 議事日程 | 3 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 開議の宣告 | 5 |
| 議事日程の報告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定について | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 報告第1号及び報告第2号の上程、報告 | 6 |
| ・ 報告第 1 号 笹平橋ほか橋梁補修工事の請負変更契約締結の専決処分について | |
| て | |
| ・ 報告第 2 号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について | |
| て | |
| 議案第1号～議案第15号の上程、説明、委員会付託 | 8 |
| ・ 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について | |
| て | |
| ・ 議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について | |
| ・ 議案第 3 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | |
| ・ 議案第 4 号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について | |

| | |
|---------------------------------|----|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 58 |
| 議事日程 | 59 |
| 開議の宣告 | 61 |
| 議事日程の報告 | 61 |
| 一般質問 | 61 |
| 8番 畠山和英議員 | 61 |
| 12番 三田地久志議員 | 75 |
| 散会の宣告 | 78 |

第 3 号 (12月9日)

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 79 |
| 欠席議員 | 79 |
| 職務のため議場に出席した者の職・氏名 | 80 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 80 |
| 議事日程 | 81 |
| 開議の宣告 | 83 |
| 議事日程の報告 | 83 |
| 議案第1号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 83 |
| ・議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について | |
| ・議案第 2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について | |
| ・議案第 3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | |
| ・議案第 4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について | |
| ・議案第 5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について | |
| ・議案第 6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について | |

令和7年第4回岩泉町議会定例会会議録（第1号）

| | | | | | | |
|--|--------------------|----------------------|----------|----------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和 7 年 1 1 月 1 3 日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 岩 泉 町 議 会 議 事 堂 | | | | | |
| 開会、開議、散会 延会、閉会の日時 | 開 会 | 令和 7年12月 4日 午前10時00分 | | | | |
| | 散 会 | 令和 7年12月 4日 午後 2時07分 | | | | |
| 出席及び欠席議員 出席13人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席 | 議員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 大 山 幸 真 | ○ | 8 | 畠 山 和 英 | ○ |
| | 2 | 裊 地 照 夫 | ○ | 9 | 林 崎 竟 次 郎 | ○ |
| | 3 | 菊 池 孝 広 | ○ | 10 | 合 砂 丈 司 | ○ |
| | 4 | 千 葉 泰 彦 | ○ | 11 | 三 田 地 泰 正 | ○ |
| | 5 | 佐 藤 安 美 | ○ | 12 | 三 田 地 久 志 | ○ |
| | 6 | 小 松 ひ と み | ○ | 13 | 八 重 樫 龍 介 | ○ |
| | 7 | 畠 山 昌 典 | ○ | | | |

| | | | | |
|---|---------------------|---------|------------------|---------|
| 会議録署名議員 | 10番 | 合 砂 丈 司 | 11番 | 三田地 泰 正 |
| | 12番 | 三田地 久 志 | | |
| 職務のため議場 に出席した者の 職・氏名 | 事務局 長 | 中川原 克 彦 | 局 長 補 佐 | 石 黒 保 幸 |
| | 主 任 | 川 崎 久美子 | | |
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名 | 町 長 | 中 居 健 一 | 副 町 長 | 三 浦 英 二 |
| | 教 育 長 | 袈 岩 千 裕 | 総務課長兼 危機管理課長 | 三 上 義 重 |
| | 政策推進課長 | 佐々木 章 | 会計管理者兼 税務出納課長 | 三 上 訓 一 |
| | 町 民 課 長 | 佐 藤 哲 也 | 健康推進課長 | 三 浦 政 宏 |
| | 経済観光交流課長 | 佐々木 修 二 | 農林水産課長 | 佐々木 忠 明 |
| | 地域整備課長 | 日 吉 理 | 上下水道課長 | 山 岸 知 成 |
| | 消防防災課長 | 佐々木 規 雄 | 教 育 次 長 | 小野寺 一 徳 |
| | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 議 事 日 程 の と お り | | | |
| 会議に付した事件 | 別 紙 の と お り | | | |
| 議 事 の 経 過 | 別 紙 の と お り | | | |

令和 7 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 1 2 月 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 笹平橋ほか橋梁補修工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第 2 号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第 6 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 8 議案第 3 号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 4 号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第 1 0 議案第 5 号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第 1 1 議案第 6 号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 7 号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について

日程第 1 3 議案第 8 号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正す

る条例について

- 日程第14 議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 請願第3号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求め
る請願

日程第22 一般質問

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまから令和7年第4回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元にお配りしましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八重樫龍介君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、合砂丈司議員、11番、三田地泰正議員、12番、三田地久志議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月1日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり本日から12月9日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月9日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会令和7年9月臨時会並びに10月定例会に係る議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 笹平橋ほか橋梁補修工事の請負変更契約締結の専決処分について及び報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分についての報告を求めます。

三上義重総務課長兼危機管理課長、どうぞ。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 報告第1号 笹平橋ほか橋梁補修工事の請負変更契約締結の専決処分について。

笹平橋ほか橋梁補修工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。笹平橋ほか橋梁補修工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年9月25日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、笹平橋ほか橋梁補修工事。

2、工事場所、岩泉町安家字折壁地先ほか。

3、契約金額、当初請負額6,402万円、変更請負額6,733万2,100円、変更による増額331万2,100円。

4、請負者、住所、岩泉町門字水上52番地の1。氏名、高德建設株式会社、代表取締役

役、佐藤仁。

5、変更理由、現場精査による笹平橋の防護柵交換及び笹平橋・折壁口橋の橋梁補修工の変更のため。

次のページ、参考資料、右側中段に工事概要が記載となっております、笹平橋防護柵工事の追加、折壁口橋の調整内容を記載しております。工期は、本年10月14日で完成となっております。

続きまして、報告第2号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年11月20日、岩泉町長、中居健一。

固定資産税に係る相続人調査において、相続人を誤認し、損害を与えた事案について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償額は、合計で11万9,800円。

2、和解の相手方及び損害賠償額、記載のとおり5人の方々への損害賠償となっております。

次のページに、参考資料といたしまして損害賠償の概要等をおつけしてございます。

この場をお借りしまして、相手方の皆様、町民の皆様におわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

なお、この件に関しましては、明日開催予定の町議会議員全員協議会におきまして、詳細な状況をご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第15号の上程、説明、委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第6、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）までの15件を一括議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長兼危機管理課長、どうぞ。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の給料の額等を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小川生活改善センターを廃止し、小川地区総合交流センターを設置すると

ともに、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について。

岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公共団体情報システムの標準化に当たり、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について。

岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。日本短角種肥育素牛導入資金を貸し付ける必要がなくなったことから、岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止するため、この条例を制定しよう

とするものである。

続きまして、議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例について。

岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、指定業者等の範囲を拡大するとともに、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度岩泉町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,695万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,814万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,621万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,855万4,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,857万5,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,106万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,656万2,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,247万4,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,777万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）。

(総則)、第1条、令和7年度岩泉町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、令和7年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、(既決予定額)、1億813万円。(補正予定額)、マイナス3,587万6,000円。(計)、7,225万4,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、(既決予定額)、3億1,162万2,000円。(補正予定額)、マイナス380万5,000円。(計)、3億781万7,000円。

支出、第1款水道事業費用、4億2,339万8,000円、マイナス462万7,000円、4億1,877万1,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,938万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額612万8,000円、引継金2,527万円及び過年度損益勘定留保資金2,799万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,928万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額385万1,000円、引継金2,439万7,000円及び過年度損益勘定留保資金3,104万円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決予定額)、2億1,154万円。(補正予定額)、マイナス3,655万3,000円。(計)、1億7,498万7,000円。

支出、第1款資本的支出、2億7,092万8,000円、マイナス3,665万3,000円、2億3,427万5,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業でございます。補正前、それぞれ3,320万円、1,320万円、1,990万円。補正後、それぞれ2,050万円、1,290万円、760万円とするものです。なお、今回一般会計と同様に利率を3.0%以内から5.0%以内に引き上げてございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

第1号、職員給与費。(既決予定額)、4,936万4,000円。(補正予定額)、マイナス736万4,000円。(計)、4,200万円。

(他会計からの補助金)、第7条、予算第9条中「6,218万9,000円」を「6,255万7,000円」に改める。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

最後に、議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)、第1条、令和7年度岩泉町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)、第2条、令和7年度岩泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。支出、第1款下水道事業費用、(既決予定額)、1億7,484万7,000円。(補正予定額)、178万1,000円。(計)、1億7,662万8,000円。

(資本的収入及び支出の補正)、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,918万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金2,319万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,515万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金1,917万1,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入。(既決予定額)、1億1,983万1,000円。(補正予定額)、402万7,000円。(計)、1億2,385万8,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

第1号、職員給与費。(既決予定額)、1,960万2,000円。(補正予定額)、159万2,000円。(計)、2,119万4,000円。

令和7年12月4日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(八重樫龍介君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第15号までの15件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第15号までの15件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第21、請願第3号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願を議題とします。

請願第3号の紹介議員の説明を求めます。

9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

〔9番 林崎竟次郎君登壇〕

○9番（林崎竟次郎君） 請願第3号、令和7年12月4日、岩泉町議会議長、八重樫龍介様。

消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、宮古民主商工会、会長、崎尾誠。

紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願趣旨。コロナ禍や引き続く物価高騰で国民は、苦しみ続けています。日銀「生活意識アンケート」（2025年6月）では生活に「ゆとりがない」と感じる人が60%超にのぼりました。物価高で家計が圧迫され続けている今こそ、消費税全体を引き下げ、家計を応援することが必要ではないでしょうか。

消費税は、食料品はもちろん電気・ガス・水道・ガソリン・衣料品などすべてに課税されています。当面「一律5%」になれば、複数税率の手間も「インボイス」も不要になり、増え続ける企業倒産、事業廃止に歯止めをかける一歩にもなります。2025年の参議院選挙でも物価高をめぐる、給付金と消費税減税が一大争点となり、消費税減税や廃

止を掲げた政党が多数を占め、その政党が議席を増やしました。世界でも116の国が減税に踏み出しています。

税の専門家も、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制をただせば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。小規模事業者やフリーターのアンケートでも「インボイス制度の廃止」を9割が求めています。

請願項目。

- 1、消費税率を5%以下に引き下げること。
- 2、インボイス制度を廃止すること。

国が国民の生活を守るのは「第一義的課題」です。高齢化が進む今、生活できない低額の年金生活者、低賃金で働く労働者、地域経済の守り手である事業者を苦しめているのが、3%で始まってから5%、8%、10%と上がり続け36年たつ消費税です。今こそ「消費税減税」に踏み出す時ではないでしょうか。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） これで請願第3号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） 日程第22、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

〔4番 千葉泰彦君登壇〕

○4番（千葉泰彦君） 4番、千葉泰彦です。初当選の令和3年当初、中居町長から「いつでも意見交換しましょう」と声をかけていただきました。今思えば、いわゆる「ご挨拶」であったと思われる町長のお言葉を、初当選でうぶであった私は真に受けてしまい、たびたび町長室に伺いました。まさに「お邪魔」といったていでしたが、時に夜遅くまで2人で議論をすることもありました。コーヒー1杯で長時間居座る私は、決していいお客ではありません。しかし、町長は苦言を呈することなく、辛抱強くお付き合いいた

できました。

最近話題の質問通告では、事前の書面通告のほかに、町長室に原稿を持っていき、議論を経て本会議に臨みました。追加質問文も原稿を作成し、さすがの私も毎回町長室には伺いませんでしたが、担当課と事前の意見交換の上で本会議に臨んでいます。

特別委員会では、総括質疑前日の昼休みに欠かさず原稿を持って押しかけました。昼休みで納得がいかず、夕方に再度押しかけることもあったと記憶しています。毎回合意に至るわけでもなく、結論が出なくても、またお伺いできるようにして帰していただいたと気づくのに4年もかかってしまいました。

中居町長は、私が生まれた次の年に岩泉町役場に入職され、以来まちづくり一筋に歩まれたと認識しています。50年を超えるまちづくりの経験から得られた実に多くのエッセンスをご教授いただいたものと改めて深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

震災、台風からの復興、コロナパンデミックなど幾多の災禍を乗り越えた2期8年が過ぎようとしています。次々に起こる災いに一步も引かない姿勢、完遂された実績にも改めて最大限の敬意を表します。

一方、この間に進行した少子高齢化で、地域社会は危機的な状況です。復興完遂やパンデミック対応に忙殺され、本来はやりたかったこと、できなかったことも多かったのではないのでしょうか。長年の行政経験、また町政史上、最も過酷な2期8年を乗り越えようとしている行政の長として、今後のまちづくりを引き継ぐ我々、後進に対して、その所見をご教示いただきたい。このような思いに基づき、以下に一般質問を行います。

1、人口減少下での財政について。

総務常任委員会の所管事務調査で、平成元年決算から令和7年度当初予算まで、一般会計、正職員、人口を総務課より説明を受けました。提示されたデータを平成元年と令和7年で比較をします。今年度の人口は、国勢調査待ちのため、令和6年度実績を流用であることをご了承ください。一般会計は75億円から105億円で1.4倍となっています。特別会計込みでは144億円、正職員は262名から183名で70%に減少、人口は1万5,636人から7,879人で50%減少。

この数字をもう一段整理します。一般会計歳出における町民1人当たりの執行金額は、

平成元年の48万円が令和7年には134万円と2.7倍に増加しています。令和4年度岩手県市町村民経済計算年報によれば、岩泉町の人口1人当たりの町民所得は228万円で、所得に占める執行金額は59%、参考までに、特別会計を含めると町民1人当たりの執行金額は183万円で80%になります。同じく正職員1人当たりの執行金額は、平成元年の2,870万円が令和7年には5,763万円と2倍に増加しています。特別会計を含めると、1人当たり7,896万円に上ります。

少子化の進行、インターネットの社会基盤化に伴うICTの浸透など、社会的要因はご存じのとおりです。この財政状況の推移を踏まえ、伺います。

1、現在の人口規模で適正と考える予算規模はどれほどか。

2、少子高齢化の進展により扶助費の増加など社会的要因もあり、町民1人当たりの執行金額が増加。現状に対する認識と、それに伴う町当局として今後必要な取組とは何か。

3、職員1人当たりの執行金額も増加の一途をたどり、非常に高い負荷となっている。業務範囲は拡大し、住民対応、職員労務管理の難易度は上がるばかりですが、歳出金額に載らない業務負荷も増大。今後の人口推計、それに伴う役場の体制を想定すると、より少ない人員で事務を執り行う環境整備が必要。ノー残業デーのような時間のカットオフ施策だけでなく、例えば職員1人当たり1.5億円の執行金額に耐え得るDX推進、民間活用などを含めた業務改善など、環境整備の必要可否と、そのために必要な取組は何か。

2、限られた資源での地域経営について伺います。

総務常任委員会の所管事務調査において、各課協力の下、地域の在り方検証を実施中です。人口密度が1平方キロメートル当たり7人という広大な本町において、少子高齢化の進展に伴い、単一事業で地域をケアするのは困難な状況にあります。

地域の在り方検証では、行政区ごとに人口、高齢化率、民生児童委員、避難行動要支援者、消防団、自治会、地域活動、上下水道、生徒数など必要な情報を一覧で整理中です。

第1弾は、当局が入力し、総務常任委員会が災害リスク、高齢化率の観点で行政区ごとにトリアージ、色分けを実施。一覧表だけではなく、政策推進課にてGIS上に行政区ごとに危険度を色分け、マッピングし、改めて町執行部内に共有しました。

地域の在り方検証の取組を踏まえ、伺います。

1つ、高齢者福祉、地域福祉など、高齢者の見守りに類する事業間の調整に活用されているかどうか。

2、自主防災組織協議会、消防団に共有され、有事の備えに生かされているかどうか。

3、年度当初の避難行動要支援者の避難計画ですが、災害リスクのない行政区ではなく、災害リスクの高い行政区を重点に計画策定を進めているかどうか。

4、一覧データ、GIS上のデータは年度ごとに更新の必要があると認識しているが、当局の認識はどうか。必要がある場合、各課横断のデータを管理する部署の想定はあるか。また、現在職員が必要なときに利活用できるような場所にデータ格納されているか。

5、地図化では、内部GISでマッピング。一覧共有はできても、地図データは町執行部外への共有ができない。公開型GISの検討状況はどうなっているかです。

なお、今後も総務常任委員会所管事務調査の進展に伴い、データは増強し、都度改定、当局へ共有する予定であることを申し添えます。

中居町長の豊富な経験を踏まえ、またご忌憚のない答弁を期待して、本席からの質問は以上です。回答をお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、現在の人口規模において適正と考える予算規模であります。本町の財政構造から申し上げますと、令和7年度一般会計の歳入予算に占める依存財源の比率は7割を超えております。そのうち普通交付税が大宗を占めておりますので、国の施策等の影響を受けやすく、自立性の高い財政運営は極めて厳しい状況にあります。

また、財政面に与える影響の一つといたしまして、普通交付税の交付額の算定基準に国勢調査による人口や世帯数等が測定の単位として用いられていることもあるわけであり、あります。

このことから、町の予算の編成に当たっては、原則として歳入に見合った予算規模にすることを念頭に置きながら、あらゆる手段を講じ、財源の確保に努めていくことが必要不可欠であります。

令和6年度の歳出決算額をベースとして試算をした場合、予算額は今後95億円前後で推移することが予測されております。普通交付税は、今後縮減の方向にあると考えております。そうしますと、毎年度5億円前後の財源不足が生じる見込みとなっております。

したがって、今後におきましても町民ニーズをしっかりと把握をし、事業の必要性、優先順位を見極め、重点化を図りながら持続可能な財政運営に取り組んでいく必要があります。

次に、町民1人当たりの執行金額の増加に関する認識と今後の取組についてであります。特に児童手当制度の改正、子ども医療費助成の拡充、子育て支援策の充実強化など、議員ご案内のとおり少子高齢化等の進展に伴い、社会保障関係費の増大が大きな要因であると捉えております。また、公共施設やインフラ整備といった投資的支出も必要に応じて行ってきたことから、これらも要因の一つとなっていると考えております。

ご指摘の執行金額は増加をしておりますが、財政運営健全化の度合いを示す「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の2つの財政指標は、いずれも現在改善傾向にあります。

今後におきましても、必要な行政サービスを安定的に継続し、併せて町民の生活向上のための投資的支出も行っていけるよう健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、事務執行の環境整備であります。人口減少などの社会構造の変化に伴い、行政課題は複雑多様化する中、職員が対応する業務量も増大をしております。行財政運営の効率化、適正化に向け実効ある取組が必要であると考えております。

現在デジタル技術を活用し業務の効率化を図るため、生成AIを活用したChatGPTや会議録自動作成ツールの導入を進めるとともに、ビジネスチャットツールを使用した職員間の連絡方法の効率化などに取り組んでおりますが、今後においても様々な分野でデジタル技術を活用した業務の改善を模索してまいります。

また、民間活用につきましても、特定分野の専門性を生かしたアウトソーシングなどについて、経済効果、そしてまた町民生活へ与える影響なども十分考慮しながら、さらに検討を進めてまいります。

こうした取組の推進には、有識者である外部人材からの意見、提言をいただくことも

効果があると思われまますので、国の制度も活用しながら専門人材の確保に取り組んでまいります。

さらに、DXの推進には職員全体のITリテラシーの向上も必要になりますので、今年度においては生成AI活用に関する職員研修をこれまで実施をしてきたところであります。次年度においてもこうした取組を継続し、業務の改善改革を進めてまいります。

次に、「限られた資源での地域経営について」であります。高齢者の見守り等につきましては、現在様々な実施主体による活動が行われております。

議員ご指摘の「単一事業で地域をケアすることが困難な状況である」と、このような認識は私も同感であります。関係する団体が参集をし、取組内容の方向性などについて現在協議を行っているところであります。

ご提供を賜りました資料につきましては、これまでの検討の中で、このような形での地域ごとの状況の比較は行っておらず、有効な資料と認識をしております。今後の業務改善に活用してまいりたいと思っております。

高齢者の見守り活動等につきましては、実施主体が個々に行うのではなく、民間を含めてしっかりと情報の共有を図り、必要に応じた見守りが届かないことがないように、民間団体の役割調整等も検討しながら、効率的に実施できるよう順次進めてまいります。

町内の各自主防災組織や消防団につきましては、現段階では情報の共有や活用までは至っておりません。今後段階的に役割分担が整理統合できるよう取り進めてまいります。

また、議員ご提言の災害リスクの高い行政区に重点を置いた避難行動要支援者の避難計画の策定につきましては、当初障害や高齢により支援が必要な方々を全て対象とした個別計画の作成を想定しておりましたが、昨年度からは策定趣旨に沿った本当に支援が必要なエリアの方々に絞り込んで策定することで現在事務を取り進めているところであります。

地域内での近助・共助の強化を図るため、各地区の自主防災協議会との連携にも力を入れておりますが、災害発生時には要支援の方々の状態に注視をし、誰一人残さないような取組を強化してまいりたいと、このように考えております。

このたび総務常任委員会と協議の上、作成されました一覧データは、今後のまちづくりを進めていくための参考資料として有効でありますので、定期的に更新をしてまいり

たいと、このように考えております。

データの更新の頻度であります。業務に活用するデータの鮮度は様々であります。例えば熊出没情報のようにリアルタイム性が求められるものや、行政区ごとの統計データなど更新の頻度が少なくても足り、即時性が求められないデータもありますので、データ更新の速さと更新作業がデータ利用の目的に及ぼす影響をはかりながら有効活用を図ってまいります。

なお、現在一覧データの格納場所は、全職員が閲覧できる場所と、当該データを利用する職員のみが閲覧できる場所に分かれておりますが、今回作成をいたしましたデータは、全職員が利活用できる場所に格納をされております。

当該一覧データの外部への共有・公表につきましては、現在一般向けには公開をしておりませんが、町民が身の回りの災害リスクを調べることができる防災マップを公開型GISで調整中であり、年度内に公開できるのではないかなど、このように考えております。

これに加え、町民の暮らしに役立つ情報についても公開型GISを活用し公表できるよう、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 4番、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 現行の体制では、最後の定例会ということで、今後の町政運営における筋道を何とかヒントをいただけないか、そういう思いで追加の質問を続けさせていただきます。よろしくをお願いします。

改めて私が課題意識を申し上げておきたいなと思うのですが、今年4月に町議会議員選挙がありました。その際に、1期目どうだったかなと自分のことを振り返りましたけれども、成果がないわけではないのだろうと思いましたが、微々たる成果を幾ら積み上げて果たして町がどうだったのかなということに思い至ったところです。町は、一般質問の中でも申し上げましたけれども、やっぱり少子高齢化ですとか景気の低迷で、町民の持っている停滞感というものは覆しようがないほどであるなというふうに感じているところです。であれば、やはりその微々たる成果にこだわるべきではないのかなというふうに思っています。

そういった中で、初当選以来様々な研修を受けさせていただいているわけですが、その研修の中では必ず言われます。どう言われますかという、地方公共団体は二元代表制で、議会は重要な役割を担っているのだということを必ず言われるわけです。ということは、この町の停滞感についても役場がいいとか悪いとかということだけではなくて、我々議会にも応分の責任は当然あるということに思い至ったということです。私も自分の一般質問を起点にした議員活動に多くの時間を割いてきましたが、やはり議会が責任を果たすために議会活動に自分の時間を多く充てるべきだろうというふうに思って、常任委員会の取組を主体に2期目、今模索をしているということです。やはり従来どおりの小選挙区型、一般質問重視の議員活動では、この停滞感は変えられないのだろうという課題意識が根底にあって、今回総務常任委員会の所管事務調査を起点にした質問とさせていただいているところです。

るご説明をいただきましたけれども、財政については積み上げながらやっているということでご説明いただいたのかなというふうに理解をしておりますが、厳しい財政状況の中で背景であるとか積み上げ方ですとか考え方をご説明いただきました。私の理解としては、これをやってくれ、あれをやってくれという積み上げ方式だけではなくて、議員、議会もこれをやるのであれば、ここは減らしていいのではないかとか、ここをこう変えればもっと効率が上がるのではないかとという政策提言をしてくれないと困りますよという答弁だったなという理解をしていますが、合っていますか。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。

○町長（中居健一君） おっしゃるとおり、いわゆる現実的には行政を執行する場合には、やはりいろんな要因はあるわけでありましたが、やはりとどのつまりは財源になるわけがあります。そうしますと、これは持続的な将来に向かってのそういう思いも持ちながら財政運営はしていく必要があるわけでありますから、これは年に4回議員の皆さんからもいろんな一般質問をいただく。その中では、非常にいろんなすばらしいご提言ももらい、またさらにいろんな要望等もあるわけであります。そうしますと、私は、皆さんは町民の代表でありますから、皆さんから受けた要望は全て100%やりたいという思いであるわけでありますが、なかなかこれは現実的にできないわけであります。今千葉議員からおっしゃっていただいたように、限りある、これからの予測は95億円ということも

お話をしましたが、そのエリアの中で町民全体に対する、これまでみんな様々な政策を行ってきているわけでありますが、さらにそれに上積みでやれ、やれ、やれ、やれということになると、これはなかなか厳しい状況にあるわけであります。ただ、議員の皆さんのおっしゃっているのは、やはり町民として、町民の皆さんがいろんな思いをこの場に持ってきて発言をするわけであります。ですが、やはりそれでは全体の中で上積みでやるのが果たしてできるかと。どんどん、どんどんそうすれば予算は増えます。増えるということはどういう形でやるかということになりますが、いろんな起債なんかも使うと。それは、やはり次の時代の負担にもつながっていくわけでありますから、そうしますと今まさにおっしゃったとおり、ではこれまでやってきたこの部分については、ある程度縮減をする、見直しをする、そしてその中から新たな要請についての財源を充当するような、そういう我々が苦勞をしてやっているわけであります。あくまでも議員の皆さんの要望については尊重しますが、ただその場合に、今言った現実的な財源をではどうするのかということについては、私のほうから言えば、正直言って、議員の皆さんからもアドバイスをいただいて、こういう部分は見直しをしながら、その浮いた財源で次の時代に向かって措置をしながら政策を立案するというような、そういう意味ではそういう大所高所からの方針もご協力も賜りたいなど、そんな思いがあります。いずれ執行部は金のない中でいろいろ四苦八苦をしながら頑張っております。

私は、あまり長くなりませんが、いわゆる一般家庭と同じだと思っているのです。ちょっとざっくばらんなお話をしますが、旦那さんが、奥さんも働いているところもあるのですが、一定の毎月の収入は決まっているのです。そうすると、いろんな中でこれも欲しい、あれも欲しいとか、こういうこともということになっては、やはり優先順位をつけながら、重点的にやりくりをしているというのは一般家庭でも同じなわけであります。行政も全く同じであります。せつかくのいろんなご提言ですから、全てやりたいという思いがあるわけでありますが、なかなか現実はそのはいかない。しかも、今のこの経済状況、先ほど言いましたが、交付税なんかもこれからはやはり、今年の国勢調査によれば恐らく相当人口も世帯数も減少するというようなことも算定の大きな要素でありますから、そうしますと本当に我慢するときには我慢をする、そして次の時代のための投資をするのも積極果敢にやらなければならないわけでありますから、そういうものを

本当に我々執行部と議会が真摯に議論しながら、持続可能なまちづくりを進めていきたいなという、そういう思いでございますので、答弁になったかどうか分かりませんが、そういう思いであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 積み上げ式でやってきているということもご理解させていただきましたけれども、枠組み自体は必要なのかなというふうに思っています。人口に対しての予算規模ですとか、職員1人当たり、住民1人当たりといった指標にないことを承知の上で整理をしてみたというところは、やはり何か枠組みがあって、その中で考えていくということがいいのかなというふうに思ったというところですよ。

ご存じだと思いますけれども、近隣市町村の状況だけちょっと申し上げますと、町民1人当たり134万円という執行金額になっていますが、同程度の市町村は葛巻がそのようですよ。人口密度が1キロ四方当たり11名ということで、高齢化率50%ですけれども、人口密度ですとか高齢化率というのは非常に1人当たりの執行金額に影響を受けるなというふうに思っているところです。一般会計で同程度の予算規模といいますと、近隣ですと山田町が今年度当初予算で111億円ですので、非常に近いかなというふうに思っています。ただ、山田町が人口が1万3,000人なのですけれども、面積は岩泉町の15%でして、人口密度が1平方キロメートル当たり83人です。ですので、例えば岩泉町は支所が応分にあるわけですが、山田町ですと1か所しかないという。今5か所支所があって、500人でも400人でも1,500人前後でも同程度の体制ということですが、その8,800万円というのはいつまで維持できるのですかみたいなことを考えようとしたときには、やはり何か枠組みの中で考えていくことが必要ではないかなというふうに思います。

同じく1万3,000人というところで見ますと、お隣の県の松島町ですけれども、1万3,000人超なので山田町よりは多いですが、何と一般会計が68億円なのです。高齢化率が山田と同程度で4割ちょっとということですが、面積比で申し上げますと、本町の6%。人口密度が240人、1キロ四方に対して。ですので、そういった近隣市町村の状況を踏まえながら、将来何人の人口を見据えるかみたいなことも重要なと思いますが、私も研究してまいりたいと思いますので、ぜひ積み上げ方式を否定するというのではないのですが、どういう枠組みで考えていくべきかという調査研究を一緒にさせていた

だきたいなというふうに思っているところです。

行財政改革の取組の重要性についてもお答えいただきました。そちらについて質問をさせていただきたいと思います。DXですとかAIというのは必須かなというふうに思うのですが、私災害に関わってたくさんの市町村、都道府県を見ているのですけれども、重要なのは業務の分析なのではないかなというふうに思うのですが、先般大きな地震がありました石川県ですとか、幾つか都道府県のデジタル推進本部ですとか本部長さんといった方々ともお仕事をさせていただいたりするのですけれども、実態が業務の分析というよりも、デジタルの得意な便利屋さんみたいなことになっているということで、影響が非常に限定的かなというふうに思っています。行財政改革はデジタルが全てではないと思いますので、分析のプロセスをどうするのかということも、もっと言うと裁量権をどう与えるのかということかと思っているところです。本町に置き替えますと、企画、財政、行政情報、そういったところの位置づけを今後もう一度考えることが重要ではないかなと。相互連携体制をどう組むのか、一つの部署にするとかということ、する、しないも含めて、どういう結論が必要かというより、そこを重要なものとして考えていくことが必要ではないかなと思いますが、当局の認識をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 前段は中居町長、答弁をお願いします。

○町長（中居健一君） 前段の話で、これは千葉議員の意見も含めてのお話であったわけでありまして。全国1,700ぐらいの市町村あるわけでありまして、岩泉町の場合、これも1回お互いに確認、認識をしていただきたいのは、1町5か村が合併しているのです。まず、1,000平方キロぐらいの広大な面積、本町が町では一番広いのです。今人口は7,700人ぐらい。人口密度が約7人ぐらいなのです。非常に行政効率といった場合には、この広大な面積の中で大変よその市町村と一概に比較はできない、うちの場合は非常に経常経費がかかるという、そういう構造もある。これは、非常に大変な問題であります。これからますます今日本の人口も1億2,000万人程度です。これは、あと100年すると日本全体の人口が半分になるのだそうです、今の推計でいけば。そうすると、我々の地域はもっともっとその影響を、この地方は受ける。そういう岩泉町の特殊な実態もあって、相当1町5か村という中で、ここをやればこっちもやらなければならないというふうなこともあって、バランスを取る必要もあるわけでありまして。しかも、財政、事業の執行の

効率の問題も非常に大変な状況にある。一時は集落再編というような話も出ましたが、やはり私もそれにも取り組んだ経緯もありますが、これは現実的になかなかできない。そうすると、そういう場所にも除雪も水道も様々なことの対策も講じなければならない、岩泉町はそういう特殊な状況もあるということをご理解の上で、これからの財政運営についてはいろいろ戦略を練りながら、そうはいつでも効率性は求めなければならないわけであります。

それから、もう一方では、やはり総合交通体系の問題もありますが、やはり集落の中でぽつん、ぽつんといろいろ住宅が張りついている中で、そういうところまで全て万民平等のような対策を講ずるということもあるわけでありますから、これはなかなか財政も、これからの非常に効率性の観点からいけば、なかなか現実には難しい。ただ、そうはいつでも、そういういろいろなところに住んでいる方々についても寄り添った対応もしなければならないということもご理解を賜りたいと、このように思っております。そして、そのことが私ども非常に悩みの種でもありますが、そうはいつでもこれは町民の皆さん、やはり万民平等に対応すると、そういうこと、それによって膨大な経費もかかる、そういう特殊な実態もあるということもご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（八重樫龍介君） 後段、三上義重総務課長兼危機管理課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 後段の、それではほかの市町村の、議員が見てきて、その中での組織の、岩泉町としての今度DX等に向けた組織の体制ということでございますが、確かにDX関係になってきますと、本当に我々のような事務職で上がってきた者でいくと、日進月歩でデジタルのほうは進んでいますので、ほとんど職員ではついていけない部分でございます。そのためには、やっぱりほかでもこういったDX関係になってくると、そういった専門の方をお願いしてくると。ただ、そのお願いした中で、やっぱりお願いしたほうとお願いされたほうでずれが出てきてしまうというのは、これは出てきてしまう。これはデジタル関係に限らず、例えば防災関係でも人をお願いしたりしても、やはりずれが出てきますので、そういった部分でやっぱり調整は必要かと思えます。

そして、現在は、岩泉町としてもDXを進めなければならないということで、前にち

よっと委員会等でもお話ししましたが、今優先的にはフロントヤードと言いまして、お客様に対すところの、お客様の部分に関するカウンターから前の部分、フロントヤードとしては書かない窓口、あるいはコンビニの証明サービスとか、そちらも進めております。ただ、中のほうの事務的な部分でのバックヤードは、本年度、昨年度ぐらいから本当は進めようということでしたが、なかなか今各市町村で取り組んでいるために対応する事業者も対応が難しいところもあって、来年度以降ということでお話をいただいております。本格的にDXに関しては町も進めたいと。

また、実際岩泉町も行革が今令和8年度までの計画がありまして、8年度見直しの年になっています。様々議員とはこういった先を見据えた部分で、職員も減ってきて、人口も減ってきていますけれども、大丈夫なのですかというお話もいただいて、その中で意見交換もさせていただいております。そのとおりに先を見ますと、本当に時代、時代に合わせて行革では業務の見直しをしておりますので、今度の行革の際も、そういったDXを含めた部分はまず最優先で進めなければならないのかなど。そうなれば、組織の今の財政なり政策推進課の行政情報なり、そういった部分の見直しも出てくるだろうと思っていましたので、そちらをまず念頭に置きながら最優先で進めるべきものと考えてございました。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 住民向けのインターフェースが増えたという今お話で、それは非常にいいかなと思いますが、本来は内部の効率をどうするかということがもっと重要だろうというふうに思っています。順次進めていくということなので、これについての質問はしませんけれども、自治事務なのか、法定の事務なのか、課で言うとどこのポリシーを潰していくのかという戦略は、それはそこもAIでできるのか分からないのですが、決めて戦略的に取り組まれることをお願いします。

地域の在り方検証に基づいた質問をさせていただいて、そちらにも回答いただきました。情報については様々ありますと、解像度、鮮度も様々ですということだったのですが、どういった情報をどういうタイミングで更新するのかというのは、決まり次第議会にも共有していただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 答弁の前に、今回総務常任委員会の皆さんで協議して、このような一覧を作っていたわけですが、まずこれ私たちが本来であれば気づいてやらなければならなかったなと思っているのですけれども、こういったことを気づかせていただいたことに関しまして、まず感謝を申し上げたいと思います。

更新の頻度につきましては、町長答弁のとおりであります。やっぱり必要な内容によって、例えば答弁にありましたように熊の出没状況というものは鮮度が速くなければ意味がありませんので、そういったところにも配慮しながら、ここの更新の頻度も含め、それから議会への提供、それから町民の皆さんへの提供、どこまで提供したらいいかというのはまだ決まっておきませんので、今後内部で詰めて、どこまで提供できるかというところをお示ししてまいりたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 整理をしていただければいいかなというふうに思います。時代の変化のスピードがとても速いので、ルール策定が追いつかない部分も多々あるのだろうと思って苦しい部分だとは思いますが、ぜひ整理、都度議会にも共有していただいて、一緒に考えさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

だんだん時間がなくなってきたので、副町長にもお声を聞かせていただきたいなと思って質問をさせていただきますが、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、高いから駄目とか、安いからいいとか、そういうことではないのだろうと。やっぱり最適化というのは、答弁書の中にもございましたけれども、今後町としてまちづくりを新たな体制で1月の末以降やっていくことになるのだと思うのですが、改めて我々議会に対してこういった提言の仕方であるとか、協議の仕方があれば、後進を担う人たちがまちづくりに邁進しやすいのではないかというようなことはご経験の中で所見があれば、副町長にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（八重樫龍介君） 三浦英二副町長、どうぞ。

○副町長（三浦英二君） 私ども事務方といたしましては、これは法の趣旨にもございまずとおり、首長、トップが替わったとしても守るべきところは守らなければなりませんし、できないことはできない、その中においてもやはり住民の負託を経てこの場におられる議会、首長の思いというものは、私どもが持ち得る最大限の力を注ぎ込みまして、

一步でも二歩でも実現に向けて私どもが汗をかくというこの構図は変わらないわけですので、私どもがいずれ適法の範囲内で最適化を念頭にして、首長、議会の下で全力を尽くすという大原則でございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 最後に中居町長にお伺いしたいと思います。

公債費比率ですとか財政状況のご説明も答弁の中でありました。3基金の状況ですとか公債費の状況を見れば、どんな困難があっても健全財政に戻していくのだという強い意思を感じるどころです。町民の生活にあまり直接的な影響がないものですから、我々議会としてもそこに対しての評価というのはおろそかであったなということを感じています。

また、予算ですとか決算の特別委員会での各課審査の実施ですとか、議員全員協議会とか議員会議での事案とか議案の事前審査をするといったようなことも中居町長の発議であったかなというふうに思っているところです。本来であれば、議会で申し上げますと、基本条例推進委員会を中心とした議会改革の中で当局に申入れをして実現しても、本来はそういった類いのことかなとは思いますが、そういった広い視野で町政運営にご尽力いただいたというふうに認識しているところです。ありがとうございます。

そういった我々ですけれども、最後にまちづくりを、今後も我々議会、任期まだありますので、担っていくわけですが、ひとつエールですとか叱咤激励を最後にいただければというお願いです。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。

○町長（中居健一君） 民主主義というのは非常に永遠のテーマであろうかなと思っています。国会であれば議員内閣制、都道府県、市町村は二元代表制であるわけでありまして。しっかりとその役割を果たすということは非常に大切であるわけでありまして。おこがましくて、私は議員の皆さんにどうのこうのということはおえて言いませんが、1つ簡単なお話ではありますが、私は昔、若げの至りで、今の議員控室に議員の信条10か条というのを作って、あそこに立派なことを書いているわけでありまして。議員の皆さんは、日々あの10か条を暗記しておられると思いますが、あれが私の議会に対する思いでありますので、ああいうものをいま一度再確認をしながら、共に一緒に岩泉町のまちづくりを進

めていきたい。そのためには、我々は議会の皆さんのさらなるご支援とご協力、そしてご理解を賜りたいと、こう思っております。今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 中居町政にあつては、台風、台風、コロナ、台風、熊みたいな、そういう状況でして、任期あともう少しあるわけですけれども、最後まで全力疾走していただけることをご祈念申し上げて、一般質問を閉じます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） これで4番、千葉泰彦議員の質問を終わります。

3番、菊池孝広議員、どうぞ。

〔3番 菊池孝広君登壇〕

○3番（菊池孝広君） 3番、菊池孝広でございます。通告に基づきまして、第4回町議会定例会の開催に当たり、次の3点一般質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

1点目でございますが、野生鳥獣による被害防止対策についてでございます。

熊が餌を求めて町なかにまで出没し、人的被害も発生しており、全国各地で被害が発生するなど大変な状況になっているところであります。

また、新聞等によりますと、岩手県では熊による人身被害防止のため、捕獲体制を強化する旨報道されており、早急な対策が望まれているところであります。

岩泉町におきましては、熊、ニホンジカ、イノシシ等、野生鳥獣による農作物等への被害が大きく、まさに災害級の被害となっております。特にも酪農、畜産、果樹農家等にとっては死活問題となっているところであります。

熊を含めた野生鳥獣の農作物等への被害対策については、山からの侵入路、被害箇所、被害作物、被害時期、時間帯等多量のデータが蓄積されていると思いますので、庁舎内一体となったチームをつくり、その情報を共有しながら、あらゆる対策を探るべきと考えます。

国では、専門職員の配置、箱わなの費用を支援するとのことですので、場合によっては自衛隊派遣の要請も検討しながら、一定の成果が上がるまで徹底した対策を行い、町

民の生活と安全をできるだけ早く守るべきと考えますが、中居町長の見解をお伺いします。

2点目でございますが、マイナンバーカードの更新手続についてでございます。

マイナンバーカードは保険証など様々な手続に利用され、町民により身近なものとなってきております。特に医療機関などでのカードの利用率がかなり高くなっていると聞いております。しかしながら、せっかくカードの利用率が高まっても、そのカードの更新手続は本庁のみで行っていることから、各地区の方々は本庁まで出かけなければならぬ状況にあります。有効期間が5年であり、更新手続をしないと利用できなくなるということから、ご高齢の方が支所にカード読み取り機がないため、本庁まで車を頼んで更新手続をしていると聞いております。

町では、マイナンバーカードの利用促進を進めておりますので、カード読み取り機を各支所に設置し、住民の利便性を図るべきと考えます。

機器の設置に当たり、費用がかかりますが、費用対効果としてではなく、住民サービスの根幹でもありますので、高齢者の方々など町民の利便性を最大限考慮すべきであると考えますが、中居町長の見解をお伺いします。

3点目でございますが、災害復旧・復興についてでございます。

中居町長におかれましては、平成23年に発生した東日本大震災、そしてまだ復旧が落ち着かないさなかに平成28年台風第10号豪雨災害と2つの大災害が発生し、その復旧・復興に尽力され、今日まで飛躍的に復旧が進められ、災害前の状態に戻ってきました。深く感謝申し上げるところであります。

甚大な被害をもたらした災害からの再起に向け、中居町長及び職員を先頭に一丸となって取り組み、ハード面の備えは強化されました。災害を忘れないためには、今後町民の防災意識の向上を図ること、また防災教育が大事であると考えます。

中居町長が進められてきました復旧、復興と、その後に対する思い、そしてお考えをお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、菊池孝広議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、野生鳥獣による被害防止対策についてであります。ツキノワグマの被害は、人の生活圏への出没により、県内でも多くの人身被害が発生をしております。このため、県では令和7年11月5日に「ツキノワグマ対策基本方針」を定め、11月21日に国の「クマ被害対策パッケージ」を踏まえた内容に改訂し、総合的な対策の強化を行うと、このようにしております。

本町におきましても、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣による農作物等の被害が農家の経営を圧迫する災害級の被害になっていると、このように認識をしております。特にツキノワグマによる果樹等への被害、ニホンジカによる牧草、水稻の被害、イノシシによる野菜被害等は増加の傾向にあります。

これまでも被害防止対策として、鳥獣被害防止対策実施隊員による有害捕獲、圃場等への侵入を防ぐ電気牧柵等の設置支援、また岩泉猟友会と共同で発行した獣害カレンダーや町広報紙の配付、さらにはIP告知端末等を利用した野生鳥獣を寄せつけない環境整備の啓蒙普及に取り組んでまいりました。

町といたしましては、これまでの対策に一定の成果が出ていると認識をしておりますので、これを継続し、議員ご提案の庁内一体となった徹底的な対策の実施についても、情報の共有を密にしながら、あらゆる観点からの対策が講じられますよう、国、県の動向も注視をしながら対応してまいります。

野生鳥獣の被害防止対策は、防災における「自助」、「共助」、「公助」と同じく、それぞれの役割が連携をされて効果を発揮することができるものと、このように考えております。引き続き町民の皆様と一体となって推進をしてまいります。

次に、マイナンバーカードの更新手続についてであります。議員ご承知のとおり、国においては平成28年1月の制度開始以来、カードの普及を促進するため、令和2年度と令和4年度において、カードの取得や利用登録者に対し、キャッシュレス決済サービスに利用できるポイントを付与する「マイナポイント制度」が実施されたことなどから、本町のカード取得率は令和7年10月末時点で92.7%となっております。

マイナンバーカードにつきましては、カードの取得後5年目で電子証明の更新が必要となり、10年目にはカード本体の更新が必要になります。現在の電子証明の更新手続に

つきましては、各支所に機器端末が整備されていないため、町民課窓口まで来庁していただく必要があります。

マイナンバーカードの作成や更新等の業務に対応する機器端末等の整備につきましては、1台当たりの導入費用が多額であり、国の交付金を活用し、整備してまいりましたが、各支所窓口の整備は交付金の対象とならなかったことなどもあり、やむなく整備を見送ってきたものであります。

このことは、移動手段に難儀をする高齢者などにとりましては、ご負担をおかけしているものと捉えておりますので、郵便局との業務提携も視野に入れながら、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、災害からの復旧・復興についてであります。平成28年8月30日、観測史上初めて東北地方の太平洋側から岩手県沿岸に上陸をした台風10号は、本町がかつて経験したことのない未曾有の大災害をもたらしました。

発災から9年という年月が経過をし、本年10月末の小本川河川改修事業の完了をもって、全町民が待ちに待った復旧・復興事業の全てが完了いたしました。改めて国、県、工事関係者の皆様をはじめ、ご支援を賜りました全ての皆様に感謝を申し上げたいと、このように思います。

私は、町長に就任以来、「安全安心で災害に強いまちづくり」を念頭に、様々なハード整備に加え、まずは役場の司令塔として危機管理課を創設し、防災・減災対策の取組を強化してまいりました。

何より地域防災力の向上の観点からは、防災士の養成に注力をし、現在では200人を超える防災士が地域で活躍されており、6つの自主防災組織が全町を網羅し、「自らの命は自らが守る」との意識の下、活発に活動を展開していただいております。

また、ハード事業に関しては、国道455号二升石地区などで道路が決壊し、長期間にわたって集落が孤立をいたしました。この経験を踏まえ、道路は町民の生命、財産を守るインフラであり、国道455号、国道340号、各県道の道路ネットワークの整備が「町土の強靱化」につながる、このような信念の下、道路整備を町全体の最優先課題として捉え、これまで国や県に対し抜本的な改良を要望してまいりました。

また、防災教育につきましては、町内各小中学校において、東日本大震災、台風10号

災害での経験を踏まえ、危機管理対応マニュアルに基づき、定期的な訓練や安全指導などを行い、防災体制の充実と児童生徒の防災意識の向上に努めてもきたところであります。

今後におきましても、防災意識の向上や防災教育の歩みを着実に進め、災害の記憶を風化させることなく、防災・減災の取組の重要性を次の世代に引き継いでいくことが、「ふるさと岩泉」を再生する確かな一歩になると、このように考えております。

このたび災害の復旧・復興に関する菊池議員から一般質問をいただき、改めて思うことは、大規模な災害はいつ、どこで起こるか分からないということであります。至極当然のことではありますが、このことを誰もが常に心に留め、有事に備えて危機管理意識を持たなければなりません。

未曾有の大災害を経験した岩泉町だからこそ、持続可能で安全・安心なまちづくりがいかに大切であるか、またそのことは一朝一夕にはなし得ないという認識もしたところであります。不断の努力の積み重ねが肝要であることも改めて学ばせていただきました。

今後におきましても、人口減少や少子高齢化などの課題解決に向け挑戦をしながら、安全で安心して暮らせる、まさに希望あふれるまちづくりに、引き続き町議会並びに町民の皆様とともに一致団結をして取り組んでいただくことを切にお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 3番、再質問はありませんか。どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 野生鳥獣による被害対策についてお伺いします。

熊等の野生鳥獣の被害は、災害級とのご答弁をいただいたところでございます。担当課におかれましては、平日、休日、昼夜を問わず対応に感謝を申し上げる次第であります。しかしながら、春先には餌を求めて出没することが予想され、場合によっては今年度以上の大変さが考えられるところであります。人里に現れる熊は何度も現れ危険なので、駆除がベストだと思います。しかしながら、様々な条件があるとも思います。まさに災害時と同じような対応が求められているところでありますので、一担当課での対応はかなり大変であるというふうに考えております。

そこで、庁舎内一体となって災害級の対応を行うべきではないかなというふうにご意見を伺いまして、その熊の出没とか調査等につきましては町にもあると思いますが、ドローンを

有効に活用する、そういった形が取れるのではないか。

それから、熊の出没状況でございますが、リアルタイムで周知するためには、別な広報担当とか、そういったところで持っていただくとか、それから小中学生の登下校の安全対策でありますけれども、これにつきましては、庁舎内もそうであります、地域の方々の支援、応援、そういったものも必要で、その方向性も探るべきではないかなというふうに考えております。お考えを具体的にありましたらお伺いしたいと思います。

それから、農作物の被害に遭われた……

○議長（八重樫龍介君） すみません、3番、菊池議員、再質問は1つずつ、答弁が大変になるので。

まず最初の質問は、担当、農林水産課長のほうから一体的な取組というところをお伺いしますか。それでいいですか。

○3番（菊池孝広君） はい。

○議長（八重樫龍介君） では、佐々木忠明農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ツキノワグマの出没についてご質問いただきました。

今年度熊の出没件数は、昨年度に比べ約2倍以上の出没がありました。今も少しではありますけれども、出没しております。我々農林水産課のほうで熊の対策についてはずっと取り組んでまいりました。出没する熊については、人里だったり、人の生活圏に入ってきた熊については、人身被害のおそれだったり、農作物被害のおそれがありますので、駆除に全力を尽くしておりますし、それは春以降の熊の出没に対しても同じような取組を進めて、いずれ人身被害、農作物被害がある場合につきましては、駆除に全力を尽くしていきたいというふうに考えてございます。

今後の人員体制とかにつきましてはですが、我々農林水産課とすれば、今までも農作物被害等に対応するための支援だったり、対応をしてきたわけでございますけれども、昨今の熊につきましては、農作物被害というよりは人命のほうに大きな被害だったり、そういったものが生じるおそれが非常に大きくなってきているところですので、我々農林水産課だけでは対応し切れない部分もたくさん出てくると思います。そういった中では、危機管理課、あとは総務課とも連携しながら、いろんな対応の仕方というのは今後模索させていただきたいなというふうに考えてございます。

また、ドローン等を活用した部分についても、今一部で鳥獣被害対策実施隊員の方がドローンを飛ばしながら、どの辺に熊がいるかというようなことも実証させていただいているところがございますので、そういった内容も踏まえながら、今後活用については進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと、リアルタイムでの熊等の出没情報の部分につきましては、新たな広報担当を創設してはどうかというご提案もございましたが、それにつきましても今現在システムの導入等も検討しておりますので、そういった内容を含めながら一体的に検討させていただければなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 3番、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 農作物の被害の関係でお伺いします。

農作物で被害に遭われた方からは、山からの侵入箇所である里山で熊等を抑える、捕獲するというような形で箱わなとか、そういったものを設置して捕獲できないかという声がございます。もし具体的な施策ということがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 熊が出没した際には、農作物被害の場合、農家の皆さんからご連絡をいただきながら、我々のほうで現場を確認し、きちんと侵入防止の対策を取っている等の判断をさせていただいて、わな等を設置させていただいてございます。その際には、わな設置をする鳥獣被害実施隊員の熊班の皆さんに連絡をして、どこから侵入してきた、あとはどこら辺に仕掛ければ熊が入るかというような部分も実施隊員の皆さんと協議させていただきながら、判断して設置させていただいてございます。

その際に、畑の近辺に設置する場合もあれば、ちょっと離れた里山のほうに設置する場合もございます。それにつきましては、場所を確認し、今までの知見等も加味しながら実施隊員の方たちに設置してもらっております。これは、今後もそのような形で設置させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（八重樫龍介君） 3番、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） マイナンバーカードの更新手続についてお伺いしたいと思います。

マイナンバーカードでございますが、せっかく作ったところではありますが、あまり効果がなくて、更新手続が面倒でやめたいというようなお声もございます。それから、転

入届を支所に出しても、マイナンバーカードの変更は本庁のみで手続が二重になる、あるいは病院等で暗証番号を間違い、解除に本庁に出かけなければならない、そういったような声がございます。

今年の12月2日でございますが、保険証が発行されなくなると、ますますカードの利用率が上がる場所であると思います。このように便利になってきている中で、高齢者の方々の利用が多くなってきているものと思っております。本来この制度は国が進めてきた制度であります。国の交付金では、各支所分は対象にならなかったということで、ご苦勞をされていると思います。ただ、町民の方々は高齢の方々が多くて、各支所からでも20キロ以上は離れているというようなところもございまして、このデジタル社会の中で物理的に負担のかからない方法を早く取っていただければというふうに思っております。

それから、交付金は難しいということでございますが、あらゆる特定財源を探り、該当になるか分かりませんが、特別交付税とか地域づくり事業とか、それから多額であれば起債とかそういった方向も探れないのか、早めに検討していただくお考えがないか伺いたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐藤哲也町民課長、どうぞ。

○町民課長（佐藤哲也君） ご質問いただきましたマイナンバーカードの件についてお答えいたします。

まず、国としましてマイナカードを普及するために、町長の答弁からもありましたとおり、マイナポイントなりの制度を活用して普及を図ってきたと。しかしながら、一方ではやはり議員からご指摘のとおり、マイナンバーカード、これを利用される方が高齢者であれば暗証番号の問題ですとか、そしてさらには取得してもなかなかメリットがない。そして、取得することへのさらには不安もあるというようなところもあったりして、現在においても92%台の普及率ではございます。

そういった中で、それぞれこれを制度が始まって10年たつわけですけれども、国におきましても、先ほど議員からご指摘をいただいたようなカードを取得してからのデメリットの部分、そういった部分につきましては解消するために、例えば暗証番号を記憶できない高齢者に対しては顔認証、そういったものをする事で病院等でも保険証として

利用できるのか、そういうきめ細かい対応のほうも国としても講じながら、現在も推進を図っている状況にはございます。

そして、次のご指摘のところでは、支所にやはりそういう来ていただいても更新ができないという部分は、やはりこれも町長のほうの答弁からもございましたとおり、そういう経過等はございますけれども、やはり一方では本町、非常に面積が広い、広大である、さらには高齢化が進行していると、そういう状況を踏まえますと、これはご指摘のとおり私もどうにかしなければならぬ、これは課題であるというふうには捉えております。

そういった中で、これも制度が開始して以来10年たってきている現在において、更新期という問題が出てきている中で、ちょっと本町の状況といたしましても、マイナポイントの第2弾で令和4年度に取得をされた方が約3,700人と、町民の約半分の方が集中して令和4年度に取得されている状況があると。そうしますと、その5年後になりますから、令和9年度にまた集中して、カードを作られた方の集中的な更新期が来るという問題もございます。

今の町として更新を受けるための機器体制としましては、本庁に機械が1台しかございませんので、このままでは現状カードを更新されたい高齢者の方、地域にお住まいの方にも非常にご負担をかける状況にはありながらも、我々もその更新に効率的に、そして町民の皆さんにせつかく来ていただいても、あまり待つことなく更新をして差し上げるためには非常に難しい状況も出てくるかなというようなところも見込んでおります。

したがって、令和9年度をまず一つの目途としまして改善を進めていかなければならないなというふうに思っておりますし、その際やはり10年たってきた中で、国としましても郵便局なりを活用することにつきましては財源なりを補填するというような制度も出てきておりますので、広くそういった対応も検討しながら、支所に機器を整備するのか、もしくは郵便局へ委託していくのか、そういったところを比較検討しながら取り進めていきたいというふうに考えております。

なお、ちょっと答弁の中でもありましたけれども……。答弁の中ではなかったかな。窓口のほうにお越しになっていただきますと、やはり慎重で、そしていろいろ丁寧に対応しなければならない。そして、暗証番号を忘れた。どうしていいかわからないという

方が当然多いわけです。そうしますと、現行でも町民課の窓口、お一人の対応が長い方ですと20分を超える、30分近くになるという場合もあります。機械が当然今1台ですので、そういった状況の中では既に待って下さいよということを対応として次のお客さんに求めなければならないというふうな状況も出てきております。これを支所のほうで対応しても、今度は支所も限られた体制でございますので、そういった問題も機器を整備した後も発生するかな。そういったところも踏まえて、様々機器を整備していくのか、委託できるところは委託をしていったほうがよいのか、現行体制の中でいかに効率的にそういった窓口が対応できるのかというのはしっかりと検討して取り進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 3番、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） 大変ありがとうございます。マイナンバーカードでございますが、広く有効に活用できるようによろしくお願いいたしますと思います。

災害復旧、復興についてでございますが、中居町長におかれましては就任後未曾有の災害に始まり、災害の復旧、復興に取り組まれてこられました。かなりのご負担をおかけしたと存じます。災害からの復旧、復興と、その後に対する思い、ご答弁をいただき、そのお考えのご示唆をいただきました。大変ありがとうございます。

深く感謝を申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） これで3番、菊池孝広議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午後 零時01分）

再開（午後 1時00分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから日程第22、一般質問を再開します。

1番、大山幸真議員、どうぞ。

〔1番 大山幸真君登壇〕

○1番（大山幸真君） 1番、大山幸真です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

1、岩泉町地域公共交通計画について。

本町においては、町域が広大で集落が分散し、さらに急速に高齢化が進行するという地理的・社会的要因により、今後公共交通の維持と住民の移動手段の確保が極めて重要となります。早急な公共交通インフラの整備が必要と考えます。

現在安家地区では安家地区デマンドタクシー、久慈行きタクシーバス、有芸地区では宮古市内に向かう有芸すずらんバス、小川地区コミュニティタクシー、大川地区では岩泉町交通空白地有償運送（通称大川コミュニティタクシー）が運行中です。

また、多額の公費により運行している町民バスは利用者数の減少が進み、赤字運行となっていると認識いたします。この現状をどう捉え、今後のダイヤ見直しや減便など、運行中の二次交通との公費バランスをどのように整え、町民のニーズに対応されていくか町長の所見をお伺いします。

2、保育園留学について。

現在本町においては、人口減少、1次産業の担い手不足など、過疎地域に共通する様々な課題に直面しております。

このような課題については、5年後、10年後と将来を見据えた移住定住促進、関係人口・交流人口の拡大を基軸とした新たな取組が必要と考えます。

その一つの取組として、全国では「一、二週間程度、家族で地域に滞在し、こどもが主役の暮らし体験」を行う保育園留学が注目されております。保育園留学では、自然を生かした体験や地産地消による食育など、岩泉町ならではの体験の場を提供することができます。さらに、発展的には保護者の1次産業体験を通して岩泉町のファンが増加が期待され、将来的には関係人口の増加、移住定住の可能性のある取組として期待できます。将来の岩泉町をよりよい町へと成長させるための戦略になると考えますが、現在保育園留学を含め、移住定住に関する新たな取組をどのようにお考えか町長の所見を伺います。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、大山幸真議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、広大な町土に集落が分散し、高齢化も進行している中において

は、町民の移動手手段の確保と公共交通の維持は極めて重要な課題であります。

そのような中で、各地域で展開をされている二次交通の運行は、町民の日常生活を支える貴重な移動手手段であり、地域間、地域内の移動機会を確保するため必要不可欠な手段となっております。また、町民バスにつきましては、各地区と町中心部を結ぶ主要な役割を果たしておりますが、利用者の減少と経費の高止まりが大きな課題であると認識をしております。

こうした状況を踏まえ、公共交通に係る公費負担の抑制に努め、かつ町民の移動ニーズにしっかりと応えていくためには、町内公共交通体系を一体的に捉え、再構築をする必要があるものと、このように考えております。

具体的には、減便やダイヤの改正、運行車両の規模縮小などが想定をされますが、これらの施策を実施するに当たっては、町の地域公共交通協議会による評価を実施し、令和9年度からの次期計画策定において、二次交通と公費のバランスに配慮しつつ、町民の日常生活を支える安定的な交通網の再構築を進めていく必要があると、このように考えております。

次に、保育園留学についてであります。保育園留学は、家族で地域に一、二週間滞在をし、保護者はリモートワークでの仕事と暮らしが両立できることや、1次産業の体験などが実践できる民間プログラムとして近年注目をされております。

人口減少に端を発する様々な課題に対応するためには、将来を見据えた移住定住対策の促進と、関係人口や交流人口の拡大を基軸とした新たな取組が不可欠であります。

議員ご提案の保育園留学につきましては、町の魅力を体感することにより、関係人口の創出や地域経済の循環に寄与する画期的な取組であると、このように認識をしておりますが、保育現場での安全性の確保も必要でありますので、まずは受入れの体制づくりを今後調査研究してまいりたいと考えております。

関係人口を拡大し、将来的な移住者の増加につなげていくための取組は、本町の未来を開く重要な戦略の一つでありますことから、先行事例を参考としながら、新たな移住定住施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 1番、再質問はありませんか。どうぞ。

○1番（大山幸真君） まず、公共交通につきましての追加質問になりますが、公費負担の抑制と町民の移動ニーズへの対応という目標に対して、まず町はどのように優先順位を設けているか。また、具体的に抑制の限界ライン、いわゆる許容可能な赤字額とサービス維持の最低限度、例えば運行本数だったり、運行時間帯など、こういった設定する方針でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

まず、優先順位は何なのかというご質問ですけれども、やはり住民の皆様が使いやすい時間設定、ダイヤ改正、ダイヤだと思っております。財源のこともございますけれども、これまでも特定財源をいろいろ見つけてきまして対応してまいりました。やはり町民の皆さんの足の確保をするというところでは、町の公費負担はあってしかるべきというふうに思っております。こういう時代になったからこそ、これが行政の役割でもあるというふうに思っておりますので、まずは優先順位とすれば私は利用しやすい運行形態だと思っております。

続いて、赤字の限度額につきましては、設定はしておりませんが、10年前と比較しまして約倍の赤字補填をしているというところでもあります。これにつきましては、やはり見直す時期に来ているというところがございますけれども、これまでもこういった議論は重ねておりますが、様々その地域、地域ごとの実情に合ったデマンドの追加などで補ってきております。そうは申しましても、この7,700人の人口規模でこれまでどおりの運行形態ではマッチしていないというふうに当局でも考えております。

ちょっと長くなりますけれども、9月の定例会の後、私たちは議会の課題検討会というものを開いております。その中で交通体系の話題をけんけんがくがくやったのですが、その中である課長から、やっぱりこれは政策推進課だけの問題ではないと、福祉絡みもありますし、庁内、庁舎内全員で考えていくことが必要だというような発言もございまして、その後関係課、課長等集まって横の連携を取りながら、どういうふうに進めていったらいいかという意見交換をしたところです。ということで、町の中でもこの町民バスを含めた交通体系は改めていかなければならないという認識に立っているというところがございます。

○議長（八重樫龍介君） 1番、再質問ございますか。どうぞ。

○1番（大山幸真君） 要望にはなりますけれども、町民バス、やはりニーズはございますし、なくしてはいけない交通手段だとは認識しているのですが、やはり使われていない、使用頻度、乗客数が少ない時間帯などしっかり調査をして、財源の確保というところは非常に町政においても重要な課題になっているところだと思いますので、ぜひしっかり精査をして、どこまで赤字の補填をするかという、そういった許容範囲というところもしっかり定めていく必要があるかなというふうに思っております。

さらに、追加の質問に入らせていただきますけれども、令和9年度からの次期計画を待たずして、減便や運行車両の規模縮小といった施策を前倒して実行する可能性はございますでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 当町では、地域公共交通計画を令和6年度から8年度ということで定めておりますけれども、前倒しという考えは今のところ持っておりませんが、この交通計画にもあるのですけれども、さきの議会でもありましたスクールバスへの混乗というところについてもこの間役場内で協議をしたのですけれども、やってやれないことはないということで、いろいろクリアすべき点は多々ありますので、まずは直営でやっているスクールバスなどから、早ければ今年度を目標に試験的にやって、それが成功するのであれば全域に広げていきたいというふうに思っておりますが、ご質問のあった前倒しといった点では、現在のところはやっぱり交通計画に基づいたもので進めていきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたできることは8年度からでも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。

○1番（大山幸真君） ご回答いただいたように、減便ですとか規模縮小ということなのですけれども、減便、規模縮小によって特に不便を強いられる住民、例えばご高齢の方、病院に行かれている通院の方、または買物利用者等多く、いろんな方がいらっしゃると思うのですが、この住民の方々に対してデマンドタクシーの弾力的な運用拡大や地域ボランティア輸送など、具体的な代替手段をどのように確保または支援していくか、そういった支援の方法、方針をお聞かせください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

支援の方法につきましては、今までのところを踏み越えて新たな施策ということも考えなければならない状況となりますと、まず今の状況で私は二次交通はうまく回っていただいていると思っています。ですが、おっしゃったように減便によって町民の皆さんがますますバスに乗らなくなるようなことがあってはならないと思っております。

そういった中で、ちょっと質問とは離れるかもしれませんが、減便によって、この減便のところにどうにかデマンドタクシーを持ってこれないかというところも案の一つとして考えているのですけれども、そういった様々な何パターンか案を考えまして、シミュレーションをして、どのくらいお金がかかるのか、そういったところを洗い出して、減便とか様々ダイヤ改正はしていきますけれども、皆さんの利用しやすいような公共交通体系に持っていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 1番、ありますか。どうぞ、1番。

○1番（大山幸真君） デマンドタクシーということなのですが、このデマンドタクシーの機能拡大についてお伺いをいたします。

公費負担の抑制の観点から、町民バスの減便分をより低コストなデマンドタクシーの運行、運行エリアの拡大や時間延長で補う計画は今後ありますでしょうか。

また、その際にやはり関わってくる事業者等がございますので、そういったところの財政支援だったりとか業務委託の在り方、どのように今現段階でお考えがあればお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 二次交通の運用につきましては、それぞれの運行主体があるわけですので、そちらのほうで増便だったりとか時間帯の変更だったりとかいうところはそれぞれがニーズに応じて考えていくべきだと思います。その中で、そういった要望があれば町の地域公共交通協議会において調整、審議をして、運輸局の承認をもらってという手続になると思いますけれども、町、行政側がこの二次交通のところにも一歩踏み出して指導といいますか、そういう考えはまだ持っておりませんが、繰り返しになりますけれども、各運営主体のご判断でこれは変更等あってもよいのかなと

いうふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。

○1番（大山幸真君） この二次交通に関してでございますが、岩泉町の岩泉地区、あとは小本地区に関しては、こういった二次交通のまだ運行がされていないという認識なのですが、今後エリア拡大、特には小本地区、まずは小本地区においてもやはりデマンドタクシーだったり、いわゆる二次交通、こういったところを着手する必要があるかなと思いますが、現段階でそういった計画はございますでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

小本地区につきましては、地域振興協議会の中でカーシェアリングについて今調査研究をしている段階でございますので、小本はほかの地区と違いまして、交通網はある程度は整備されていると私は思っているのですけれども、そういった中でデマンドタクシーとは違うカーシェアリングに取り組むといったところは、これまで政策推進課が進めてきた部分を取り入れていただけるところではうまくいけばよいなというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。

○1番（大山幸真君） 小本地区ではカーシェアリングの調査をしていただいているということでございますが、これは具体的にいつからいつまでで、いつに実装していきたいという、そういった具体的な日程はございますでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 具体的な日程につきましては、私は伺っておりませんが、来年度も地域の課題に取り組むといった中で、小本の振興協議会では二次交通といえますか、カーシェアリングについて調査研究していくというのを伺っております。やっぱり開始時期というところについては、まだ定まっていないものと私は伺っております。

○議長（八重樫龍介君） 1番、再質問、どうぞ。

○1番（大山幸真君） では、公共交通についての追加質問は以上にさせていただきます。
続きまして、保育園留学につきまして改めてご質問をさせていただきます。

人口減少対策でございますけれども、こちらはやはり将来を見据えたものではなくて、もうどこの市町村、日本全国でも待ったなしの緊急課題と思っております、この調査にやはり先ほどのカーシェアリングの調査もそうなのですが、やはり時間をかければかけるほど、ほかの自治体だったりとか町民のニーズに応えそびれてしまう、こういった関心が薄れてしまう、機会損失が生じると考えております。

町長が認識していただいておりますとおり、やはり保育園留学というものは画期的な取組でございます、移住希望者に即効性がございまして、ほかの自治体との競争が今後激化していくかなというふうに思っております。やはりこの調査研究に時間を費やすことは、実質的な施策の先送りになってしまうのではないかなというふうに思っております。ご答弁の中にもございますとおり、調査研究をしていただくということでございますけれども、先ほどの質問の繰り返しになってしまうのですが、町としてこの保育園留学につきまして、いつまでに調査を終えて、いつから実証実験を開始するのか、こういった具体的なスケジュールをぜひ今後提示していただければなという、まずは要望をさせていただきます。

続きまして、ご答弁の中にもございましたとおり、安全性の確保というのは当然の前提でございます、これはプログラム開始後に並行して整備、改善できるものと思っております、保育園留学は一時的な体験プログラム、例えば地域おこし協力隊におきましても、2日から3日のおためしプログラムというものを皆さんご存じかと思っておりますけれども、行っております。保育園留学におきましても、やはりこういった一時的なプログラムでございます、既存の保育制度を根本から変えるものではございません。安全性を最優先されるべきところではございますけれども、まずは小規模なモデル事業として、既存のリソース内で安全管理できる体制を構築して、スピード感を持って実行に移していただければと思います。移住定住、人口減少に歯止めをかけるという新たな、地域おこし協力隊とはまた別の切り口で、ぜひこの保育園留学に着手していただければと思います。

以上、ちょっと要望にはなりますけれども、以上でお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 要望でいいですか。答弁はいいですね。

○1番（大山幸真君） 要望で結構でございます。

○議長（八重樫龍介君） これで1番、大山幸真議員の質問を終わります。

9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

〔9番 林崎竟次郎君登壇〕

○9番（林崎竟次郎君） 9番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

第1に、ツキノワグマ出沒から町民の命と安全を守る対策の強化について質問します。

11月12日、岩泉小学校正面の通学路脇の柿の木に親子熊2頭が出沒し、柿を食べるなどして半日居座りました。17日も早朝から同じ場所に同じ熊と思われる2頭が出沒し、同じように半日居座りました。そして、18日も同様に出沒しました。

岩泉町内では、4月から10月29日までにツキノワグマの目撃件数は140件と昨年度の73件、大量に出沒した一昨年度の138件をも既に上回る異常事態となっており、町民の命と安全が深刻な脅威にさらされています。

10月30日に開催された「岩手県ツキノワグマ緊急連絡会議」において、山内貴義岩手大学農学部野生動物管理学准教授は、「今年の熊の出沒は異常な状態。収まる気配が見えない。冬眠まで2か月ある。11月、12月も命を守る行動をする必要がある」、「捕獲にかじを切ったほうがよい。このままでは安心して生活できない」、「被害が出てからだけでなく、積極的に熊の頭数調査をし、予算をかけて熊の密度を減らすなど被害を未然に防ぐ対策を講じる」よう求めたと新聞報道されています。

本町では、農林水産課が獅子奮迅の働きをしています。熊出沒情報は、ぴーちゃんねっとやラインで機敏に町民に周知しています。心から敬意を表します。

町民の安全確保をさらに強めるために、私は主な3点を提案します。

1つ、災害並みの異常事態に対応して、農林水産課の枠を越えて体制の強化を図ること。

2つ、人の生活圏に出沒している熊は、繰り返し出沒していることから、積極的に捕獲する体制を構築すること。

3つ、熊の誘引物となる柿や栗の木などの収穫しない放任果樹の伐採を進める検討を始めるとともに、人と熊のすみ分けなどの一環として、熊の生息地域に熊用とも言える柿や栗の木などを植樹することなどです。町長の所見を伺います。

第2に、物価高騰から町民の暮らしとなりわいを守ることは最も切実な課題であります。労働者の実質賃金は3年連続でマイナスとなり、今年もマイナス基調となっております。特に低所得者、高齢者、独り親家庭などの暮らしは厳しいものとなっております。私たちに寄せられる声には、「賃金が少し上がっても引かれるほうが多く、生活が苦しい。子供を育てていけるかとても不安です」、「食料品、生活用品が高くて買えません。もう数か月まともな食事をしていません」、「資材や仕入れはどんどん値上がりしているが、転嫁できない」など深刻な訴えが寄せられています。

町長は、長引く物価高騰の中で、町民の暮らしとなりわいの実態をどう認識されているのでしょうか、伺います。

物価高騰から暮らしとなりわいを守る上で最も効果的な対策は消費税の減税であります。さきの参議院選挙では、小異はあっても全ての政党が消費税の減税・廃止を掲げました。しかしながら、いまだに消費税の減税には至っていません。とどまる気配のない物価高騰から町民となりわいを守るためには、一刻も早い支援が必要だと思います。そのためには、「物価高騰対応重点支援創生臨時交付金」、いわゆる「重点支援地方交付金」の有効活用が肝要と考えます。

1つは、町民となりわいを支援する本町の事業として定着しつつあるプレミアム付商品券の発行です。これの内容の充実強化です。例えば締め日を8月31日、12月31日と年2回にして、予算も倍増し、年間を通して使えるようにすることです。

2つ目は、水道基本料金の4か月間無料化です。東京都は、今年夏の4か月間、一般家庭向けや小規模・個人事業主の水道基本料金を無償化しました。岡山県奈義町では、水道基本料金を5月から8月までの4か月間無料にしました。岡山県美咲町では、物価高騰に伴う経済支援策として、町民と町内事業者の7月から9月の3か月間、水道基本料金を無料にしました。町長の所見を伺います。

第3に、地域新電力について質問します。

9月18日、19日に行われた地域新電力に関する先進事例視察に参加しました。100%民間出資の山形県米沢市の「おきたま新電力株式会社」、100%公出資の宮城県東松島市の「一般社団法人東松島みらいとし機構」、10%自治体出資の陸前高田市の「陸前高田しみんエネルギー株式会社」の3「地域新電力」です。このように3つの態様の異なる「地

域新電力」を視察したことで、私のこれまで描いてきたものがさらに鮮明に分かりやすくなりました。この視察を経て、令和8年3月までの地域新電力会社設立支援を受託した「陸前高田しみんエネルギー株式会社」を評価するものです。

12月11日、地域新電力まるわかり講座が開催されます。支援受託者である「陸前高田しみんエネルギー株式会社」も一步一步と前に進めています。私は、先進事例視察で学んだものを基に2つの質問をします。

1つは、法人設立の時期の問題です。現在予定されている時期を少し先に延ばすということです。まだ「地域新電力」の機運が熟したとは言えないと思います。住民説明会や地元企業への説明を重ねる必要があると感じています。みんなでもう一踏ん張りしましょう。

次は、法人の形態です。私は、「一般社団法人東松島みらいとし機構」型の「一般社団法人」を推します。「地域新電力」を核に、安全で魅力あるまちづくり・地場産業の持続再生・地域コミュニティの再興など町を挙げて取り組める事業だと考えます。町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 9番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、熊対策についてであります。県におけるツキノワグマの出没件数は、10月末現在で7,608件、人身被害件数は11月12日現在で36件と過去最高を記録いたしました。令和5年度を上回ると予測をされております。

本町におきましても、出没件数は11月末現在で347件、人身被害が1件と近年にない件数に増加する見込みとなっております。

議員ご案内のとおり、県が開催をいたしました「岩手県ツキノワグマ緊急連絡会議」において、今年のツキノワグマは、農地等への出没に加え、人の生活圏への出没が大きく増加をし、行動も従来から変容していると見受けられることから、人身被害のおそれ懸念をされると専門家も指摘をしているところであります。

町では、これまでも町広報紙やI P告知端末などを利用し、出没情報の迅速な周知や

誘引物となる放置果樹等の収穫、伐採の協力要請に加え、岩泉猟友会と共同し、鳥獣被害カレンダーを発行するなど被害防止に懸命に努めてきたところであります。

また、ツキノワグマが出没をした際には、岩泉警察署や岩泉猟友会と連携し、即座に町民への警戒を呼びかけ、出没場所周辺のパトロールを強化してまいりました。

議員ご提案の庁内各課の枠を越えた体制の強化、積極的な捕獲体制の構築、誘引物となる放任果樹の伐採については、町民を被害から守るための有効な手段であると考えております。現在実施をしている対策をさらにブラッシュアップをし、実効ある取組を強化してまいりたいと考えております。

また、人とツキノワグマのすみ分けを行うゾーニングについては、緩衝帯の整備と併せて今後取り組んでいく必要があると認識をしておりますが、高齢化や労働力不足など実施には課題もありますことから、先進事例なども参考としながら、国、県の動向に注視し、検討を深めてまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、ツキノワグマはこれまでの事案等から、人里付近に生息する頭数が増加をしていると思われますので、岩泉警察署や岩泉猟友会との連携を強化するとともに、国、県に対し必要な要望を行ってまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。近年原材料価格の高騰や円安などの影響による食料品や日用品などの価格上昇が家計を圧迫する状況が続いております。

さきに厚生労働省が行った令和6年国民生活基礎調査におきましても、「生活が苦しい」と回答された世帯が6割弱に上るとの調査結果のとおり、町民の皆様の生活にも大きな影響が出ているものと認識をしております。

また、中小事業者や農林水産事業者などにおいては、生産資材や燃料費等の高騰が経営を圧迫し、価格転嫁を行えば顧客離れを招きかねず、事業を継続していく上で大変難しい判断を迫られているものと捉えております。

これまで町におきましても、国や県の施策と連動しながら、低所得者や子育て世帯、中小事業者あるいは農林水産事業者など、あらゆる分野に対して支援策を講じてまいりました。

現在国において総合経済対策が閣議決定され、「重点支援地方交付金の拡充」、「18歳以下の子ども1人当たり2万円の給付」などを盛り込んだ一般会計補正予算18兆3,000億円

の国会審議が始まります。

町といたしましても、物価高騰の影響を大きく受ける町民の生活や事業活動を守るため、今後交付が見込まれる重点支援地方交付金を活用した事業を行うべく、現在庁内で事前準備を進めているところであります。

ご提言のありました「プレミアム付商品券の発行」及び「水道基本料金の4か月無料化」についてであります。庁内において様々な支援の方法について幅広くリストアップを行っている段階でありますことから、これらと併せて検討させていただき、今後示される交付金の配分額を踏まえて、町として実施すべき支援策を見極めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、効果的な物価高騰対策に全庁を挙げて取り組み、町民生活に寄り添った支援をお届けできるよう取り進めてまいります。

次に、地域新電力の法人設立の時期についてであります。現在地域新電力の設立に向けて、町民や事業者の皆様から理解を深めていただくため、「地域新電力まるわかり講座」を開催するとともに、広報いわいずみを活用して周知を図っているところであります。

法人の設立には、町民や町内事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますことから、引き続き講座等を開催し、合意形成を図りながら、設立の時期にこだわらず着実に一步一步進めてまいります。

次に、法人の形態であります。出資候補となる事業者がある程度見えてきた段階で、地域新電力設立準備会を立ち上げ、その準備会において、議員ご提言の法人形態も含め検討協議を行ってまいります。

今後におきましては、町民の皆様をはじめ、町議会や町内事業者の皆様との合意形成を図りながら、地域新電力の設立に向けて着実に準備を進め、地域新電力が地域経済に活力を与え、まちづくりの担い手になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（八重樫龍介君） 9番、再質問はありませんか。9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 全体として、すばらしい答弁ありがとうございました。若干ですが、答弁から触れられていなかったと感じるところとか私が話したいところを若干やりたいと思います。

まず最初に、熊の関係ですが、私が質問した柿の木の熊の関係ですが、全国放送されました。そして、農林水産課というか、岩泉町が要請している収穫しない柿の木なんかの関係でも、そのニュースが報道されてから町内を歩いてみても、先日まであった柿の木がきれいになくなっているのです。これは、全国ニュースになったのも関係ありますが、これは町で呼びかけたのも関係あるのですが、実際のところ町民の側から切ってくださいというような形での連絡というか、何件かありましたか、そういうふうな形で。そうではなくて町のほうから切らせてくださいという形だけですか、そこら辺をお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 柿の木の熊の居座りについては全国放送になりまして、全国初の警察官の出動という形で大きく報道はされました。その際にあそこにあった柿の木にやはり結構注目されまして、その木の処分だったり、いろんな問合せ等も報道機関等からもありました。私たちとすれば、原因となる柿の木はやっぱりそこにずっとあれば、以後も、来年度以降も、その柿に熊が当然今年来ているので、来年度も執着して来るのではないかという予想から、その木については緊急的な措置で町のほうで処分してもらいました。ただ、ほかの木については、ぴーちゃんねっとだったりラインでも流していますけれども、基本的には所有者の方たちに自発的な伐採をお願いしたり、収穫のほうをお願いしております。町民の皆さんから自分たちで対応できないものがあるということで、何とか伐採を町のほうでしていただけないかという要望もあったことは事実でございますけれども、やはりその部分については今のところは我々がやるものではなくて、やはり自分たちの責任においてやっていただきたいというお願いをしております。

ただ、国のほうで出しております熊のパッケージについて、そちらのほうで放置果樹についての支援についても項目立てにはなっておりますが、どのような形で国のほうから示されるかはまだ我々には届いておりませんが、それを見ながら、そういった希望のある放置果樹等については我々としてももしそういうことができるのであれば、そういった形では支援はしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 分かりました。お願いします。

2つ目に、熊が生息域に食べるものがなくなって私たちの生活圏に来ているわけなのですが、熊のすみ分けという点で一般質問で私が質問したのですが、熊の生息域に柿の木とか栗の木を熊用として植えるという点については、私の幼稚な考えなのか、それともどうなのか、この点についてはどう考えますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 山に食べるものがなくなって、堅果類、殻が硬いやつ、ああいうものが不作だった年は熊が出るという説、諸説ありますけれども、そういったお話が一般的な、熊が人の生活圏に出てくるという原因の一つとして言われてございます。今年もヤマグリだったりドングリだったり、そういったクルミだったり、そういった類が不作だったというふうに言われてございます。今年はそのようなことありまして、秋口から本当にたくさんの熊の出没というのが我々のところに届いていて、その対応をしてきたところでございます。

議員のおっしゃる山に食べ物がない。そこに対して積極的な、そういった堅果類、そういったものを植えてはどうかというお話ですけれども、なかなかそれはいろんな所有者の方たちがありますし、そこに対して植樹したからといって、それが全て、そこに山に生息している全ての熊に行き渡るわけではないと思いますので、あまり効果的な案ではないと私は考えてございます。すみ分けをするのであれば、今ゾーニングという考えがありまして、人の生活するところ、あとは畑があるところ、山と畑の間にそれなりの空間をつくることという形で、その山のところで熊が出てこない対策を取ったほうがいいのではないかなというようなすみ分けの今考えが一般的に出ておりまして、我々もその方向で今後被害対策については考えていきたいと思っておりますので、山のほうに植樹だったり、いろんな柿の木だったりを植えるのではなく、そういったすみ分けの形を体系的に整備してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 熊用の交付金もしっかり出るようなので、答弁の中で示されたようにしっかりと取り組んでいってほしいと思います。

次に、物価高騰対策についてですが、答弁の中で重点支援地方交付金の配分などがはっきりしたならば、全庁を挙げてリストアップして取り組んでいきたいというふうな答弁でした。これについてもやっぱりそのところは私の提案も含めて、しっかりとお願いいたしたいと思います。

次に、地域新電力の関係ですが、1つは、答弁のとおりなのですが、質問の中で述べていなかった点についてですが、例えば社団法人型の関係ですが、東松島では東松島市と、それから市の商工会議所、それから市の社会福祉協議会、この3つで構成しているのです。商工会議所は、地域の建設業者とかも含めて、いろんな企業が参加していると。岩泉町で考えても、岩泉商工会の中には例えば建設業の部会があったり、そういうふうな形で岩泉商工会を構成しているのですが、東松島市型の形もいいのかと私なりに考えたのですが、担当課の課長としては私の考えについてはどういうふうに、甘いのではないとか、率直な意見をお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

まずもって、林崎議員には、この地域新電力に賛同のお声を上げていただいていることに感謝申し上げます。

今回、一般社団法人化のご提言をいただいたわけですが、それも一つの選択肢であるというふうに私は思っておりますが、まずは間口を私は狭めてはならないのではないかなと思っております。やっぱりこういった地域新電力に興味を持っていただける事業者が集まって、その中でどういった法人形態に持っていくのがよいかという、その始めようという人たちの話合い、協議の中で法人化の選択というのは決めていただくべきものと思っております。1つにこだわるとできるものもできなくなるのではないかなというふうに思っております。岩泉に合った方法がどれなのかというのは、これからの段階に入っていくと思います。

また、一般社団法人化にしますと、デメリットといいますか、融資を得られるところがなかなか厳しくなってくるのです。株式会社であれば融資もある程度受けられるとか、そういった面もあります。やっぱりこの会社をどういうところに向かったものをつくり上げていくかという、集まった方たちで法人化の形態は考えるべきものというふうに私

は考えております。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） では、もう一つですが、東松島の場合は新電力が中心になって、そのほかのまちづくりの分野もやっているのです。東松島の場合に限りますけれども、例えば市営住宅の関係だとか、それからごみの関係だとか、そういうふうないろんな分野も地域新電力を中心にしながら、いろいろなまちづくりの分野についてやっているのです。だから、そういったようにも考えれば、地域新電力だけでなく、まちづくりについて広くやっていくためにも社団法人の形がいいのかなと私は考えたのです。

それで、これから進めていくわけです。私も考えて、これからも続けていきたいなど思うのですが、その地域新電力が中心になって、今話したような形の可能な分野についても進めていくと、こういう点についてはどう考えますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長。どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

まさしく私も林崎議員と同じ考えであります。新電力だけの電力で、そしてそれで回していただくだけではなくて、やはりそれがまちづくりに貢献していただく会社になってほしいというふうにも考えております。具体的には、例えば公共交通という点もあるでしょうし、先ほどおっしゃった町民住宅だとか住宅関係、福祉関係、様々あると思いますが、やっぱり地域新電力でもうけるだけではなくて、地域に還元して、そのお金が町内にも回って町の発展に貢献するような会社づくり、こういった仕組みをつくり上げていければなというふうにも考えておりますので、今後とも林崎議員のお力添えをいただきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） さらに勉強して、一般質問でぶつけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） これで9番、林崎竟次郎議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時07分)

令和7年第4回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

| | | | | | | |
|--|--------------------|----------------------|----------|----------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和 7 年 1 1 月 1 3 日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 岩 泉 町 議 会 議 事 堂 | | | | | |
| 開会、開議、散会 延会、閉会の日時 | 開 議 | 令和 7年12月 5日 午前10時00分 | | | | |
| | 散 会 | 令和 7年12月 5日 午前11時07分 | | | | |
| 出席及び欠席議員 出席13人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席 | 議員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議員 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 大 山 幸 真 | ○ | 8 | 畠 山 和 英 | ○ |
| | 2 | 裊 地 照 夫 | ○ | 9 | 林 崎 竟 次 郎 | ○ |
| | 3 | 菊 池 孝 広 | ○ | 10 | 合 砂 丈 司 | ○ |
| | 4 | 千 葉 泰 彦 | ○ | 11 | 三 田 地 泰 正 | ○ |
| | 5 | 佐 藤 安 美 | ○ | 12 | 三 田 地 久 志 | ○ |
| | 6 | 小 松 ひ と み | ○ | 13 | 八 重 樫 龍 介 | ○ |
| | 7 | 畠 山 昌 典 | ○ | | | |

| | | | | |
|---|------------|-------|------------------|-------|
| 会議録署名議員 | 10番 | 合砂丈司 | 11番 | 三田地泰正 |
| | 12番 | 三田地久志 | | |
| 職務のため議場 に出席した者の 職・氏名 | 事務局長 | 中川原克彦 | 局長補佐 | 石黒保幸 |
| | 主任 | 川崎久美子 | | |
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名 | 町長 | 中居健一 | 副町長 | 三浦英二 |
| | 教育長 | 袈岩千裕 | 総務課長兼 危機管理課長 | 三上義重 |
| | 政策推進課長 | 佐々木章 | 会計管理者兼 税務出納課長 | 三上訓一 |
| | 町民課長 | 佐藤哲也 | 健康推進課長 | 三浦政宏 |
| | 経済観光交流課長 | 佐々木修二 | 農林水産課長 | 佐々木忠明 |
| | 地域整備課長 | 日吉理 | 上下水道課長 | 山岸知成 |
| | 消防防災課長 | 佐々木規雄 | 教育次長 | 小野寺一徳 |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙議事日程のとおり | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 議事の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和 7 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 1 2 月 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、畠山和英議員、どうぞ。

〔8番 畠山和英君登壇〕

○8番（畠山和英君） おはようございます。8番、畠山和英です。令和7年第4回岩泉町議会定例会に当たり、町政課題推進の一端について一般質問を行います。

私は、これまで各定例会において欠かさず一般質問を行ってきました。中居町長への一般質問は今回が最後となります。

さきの9月定例会で、私の「町長3期目への出馬意思」の質問に対し、中居町長は「2期8年間で復旧復興を成し遂げるとの強い思いが実現できた今、ここで一区切りとし、町民の皆様とともに耕してきた広大な大地には、新たなリーダーによって様々な種をまき、花開くようバトンタッチをする」と勇退を表明されました。

今、町民の暮らしは、生活用品・生産資材の高騰、人里・人家近くへの熊の出没が多発し、深刻化しています。中居町長への最後の質問は、この物価高対策、クマ禍対策を取り上げます。

「老兵は死なず、ただ消え去るのみ」との明言はありますけれども、去る者は語らず、ただ消え去るのみとのことの意味でしたが、そういうことではなくて、今回取り上げる

課題、物価高、クマ禍対策の対策は町長が任期中に取り進めるべき事項です。町長には前向きなご答弁をいただきたくお願い申し上げます。今定例会5人目の質問でありますので、前の質問者に重なる部分はご了承を願います。

それでは最初に、本町における物価高対策について伺います。

政府は、現下の円安を要因とする物価高や、米国関税の影響等により国内景気は弱さが見られることなどから、総合経済対策を講じ、第1の柱、「生活の安全保障・物価高への対応」など、3本を柱とする強い経済を目指すとしています。

国の物価高対策は、総合経済対策の最優先事項として取り組むとし、電気・ガス料金の補助、ガソリン・軽油の暫定税率の廃止、中小企業の賃上げ支援、自治体向け重点支援地方交付金の拡充などなど、家計負担、事業者負担の軽減を行うとしています。

この長引く物価高は、私たちが暮らす本町においても日常生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。政府は、2025年物価高対策として、自治体が自由に使える「重点支援地方交付金」を拡充するとし、推奨策としてプレミアム付商品券、お米券やマイナポイントの活用、LPガス・灯油を使用する世帯への給付などなどを挙げています。

町では、国の総合経済対策・補正予算の趣旨を踏まえて、適切な事業推進を図るとともに、足元の物価高騰の状況をしっかりと捉えて、必要に応じて町単独事業の予算計上を含めて困っている厳しい状況にある生活者、事業者への支援に取り組むべきです。

まず、本町における足元の物価高騰の状況はどのように捉えているか、今後本町の物価高対策はどのように取り進めていこうとしているのか町長のご見解を伺います。

国の経済対策は、11月下旬にはその裏づけとなる7年度補正予算とともに決定し、12月中には補正予算の成立をする予定としています。国の動向には目配りし、本町の物価対策の施策の準備を進めていることとは思いますが、国、県の物価高対策事業を把握するとともに、年内に町補正予算を編成し、町の物価高対策を講じていただきたいと存じます。町長のご所見を伺います。

次に、熊被害対策の取組について伺います。

全国各地で熊被害が相次ぎ、深刻化しています。本県をはじめとする北海道・東北地方は、熊災害が人里、市街地を頻繁に襲っています。本町でも心配された人身被害が発生し、かつ目撃・被害数、有害捕獲許可、捕獲頭数はこれまで経験したことがない最多

ペースで増加し、過去最高となっています。

連日の熊対応に、町職員や町の有害捕獲実施隊員は疲れて悲鳴を上げている状況です。町中心部の市街地など町内各地どこに出てもおかしくない状況で、町民の命と暮らしを守り、安心・安全な生活ができる体制づくりを急がなければなりません。

こうした中、国、県も動き出しました。国では新たな「クマ被害対策パッケージ」を11月14日に取りまとめ、人の生活圏から熊を排除し、周辺地域などにおいて捕獲等を強化することで、増え過ぎた熊個体数の削減・管理の徹底を図るとし、春季の熊捕獲、捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化などを進めるとしています。

これは、これまで機会あるごとに国等に要望してきた熊個体削減へかじを取る画期的な政策です。また、緊急的な対応として、警察ライフル銃による駆除、警察官・自衛隊OBの狩猟免許取得の促進等が計画されています。11月18日には、岩手県警「熊駆除対応プロジェクトチーム」が本町に初出動しました。この出動経過と町の対応を伺います。

岩手県では、第5次ツキノワグマ管理計画などにより熊対策を行っています。本年の熊による犠牲者が全国最多の5人と、人身被害、出没が多い本県の状況を受けて、11月上旬にはクマ対策基本方針を策定していますが、具体的な対策を講じることが望まれません。政府のクマ被害対策パッケージを踏まえて、クマ管理計画を見直すなど、「生息頭数の把握と個体群の管理、集落周辺個体の捕獲管理による個体数の削減・管理、春季の熊捕獲」などの捕獲強化を盛り込み、実効性のある対応を図るべきです。県は熊対策の司令塔として役割を果たすとともに、市町村と一体となって取り組んでいくことが求められます。

本町としては、引き続きこれら効果のある熊被害対策の強化を関係機関とともに県に要望すべきと考えます。町長のご見解を伺います。

本町の熊被害等による経済への影響が心配されますが、熊等によるリンゴ等果樹、農産物の被害状況はどのようになっているか。次年度以降も継続した栽培に取り組んでもらえるような支援策はどう考えているか伺います。

また、2日間にわたり柿の木に熊が居座り、警察ライフル隊が出動し、テレビ等で全国放映されましたが、熊騒動は本町の観光や経済活動にどのような影響を及ぼしているのか、どう対応しているのか伺います。

次に、本町における熊被害対策の強化について伺います。

以上、るる深刻化する熊被害、国、県の熊被害対策などの動向に触れてきましたが、本議会の産業常任委員会では11月7日に担当課から熊被害の状況説明を受け、意見交換を行いました。その所管事務調査で出た意見などを含めて、次の事項について質問をします。

最初は、本町における「緊急銃猟」制度の実施についてであります。

市町村長の判断で人の日常生活圏での捕獲等を可能とする緊急銃猟制度が創設されています。本町ではどのように取り組むお考えか。実施マニュアルの作成、猟友会・実施ハンターとの関係、経費、スケジュールなど取り組む内容を伺います。

次に、防御対策の強化についてであります。

熊等有害鳥獣対策は、「捕獲」とともに「防御」が大切だと言われます。熊等有害鳥獣が農地、施設などに入らないように徹底した防御を図らなければなりません。電気牧柵、防護網、防護ネット等の圃場、施設への全方位の設置を図るとともに、設置後のしっかりとした管理が求められます。

農家、事業者などの経営規模によりどこまで設置整備をするかとの問題はありますが、例えばできる人には電気柵を二重に設置、電気柵と防護網を組み合わせるなど電気柵を適切に設置し、「熊が痛い」と感じる学習をさせることなどが大事とも言われています。適切な管理指導を行うとともに、防護設備の設置・更新に対する補助事業の継続、拡充を図るなど対応していただきたいと考えます。どのように防護対策の強化に取り組むのか伺います。

次に、熊捕獲報償費の支給等捕獲の強化についてであります。

町では、ニホンジカ、イノシシ等の指定管理鳥獣を捕獲するため、町猟友会員を「町の鳥獣被害対策実施隊員」に任命し、対応しています。ニホンジカ、イノシシを捕獲した場合には、報償費を支給し、成果が出ています。熊の有害捕獲には報酬が支給されていますが、猟期の熊捕獲や、くくりわなの捕獲には出していません。増え過ぎた猛獣の熊を削減するため、国ではクマ被害対策パッケージで示すとおり、集落周辺個体の捕獲強化、捕獲単価の増額等を進めるとしています。

指定管理鳥獣である熊捕獲への報償費の支給や、町として春季の捕獲に取り組めるよ

うにするべきであります。また、ニホンジカと同じように年間を通じた捕獲を要望してはいかがでしょうか。町長のご所見を伺います。

次に、鳥獣被害対策体制の充実強化についてであります。

今申し述べました熊等有害鳥獣捕獲対策を推進するため、鳥獣被害対策事務、被害予測、効果的な駆除・防除、関係者の調整を引き受ける人材、仮称ですが、「町鳥獣対策管理官」のような者を配置し、被害対策を進めてはどうかと考えます。あわせて、実施隊への鳥獣管理士の取得補助やハンター養成確保など鳥獣被害対策を担う専門家を育成してはいかがでしょうか。町長のご所見を伺います。

また、ドローン、ICT等の活用による熊出没情報提供の取組を進めるべきですが、ご見解を伺います。

次に、岩泉射撃場改修整備の支援についてであります。

岩泉猟友会の猟友会員は、現在71人、うちハーフライフルを含むライフル保持者は30人といずれも増加傾向となっていると伺っています。本会では、常設射撃場にライフル場がないことから、会員などが射撃訓練や射撃技術講習などができるライフル射撃場の増設、老朽化しているトラップ放出機の交換等を内容とする施設の改修整備を計画しています。

本施設整備には多額の事業費がかかることから、本会のみでの整備は難しく、本猟友会では整備助成を要望しています。熊等有害鳥獣捕獲対策を推進する観点からのご理解をいただきまして、町の整備支援をお願いします。町長のご見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町における物価高騰対策についてであります。総務省が公表している本年10月の消費者物価指数は、令和2年を100とした総合指数で112.8となり、前年同月比3%上昇し、特にも食料品は128.1と前年同月比6.4%も上昇をしております。

このような社会情勢において、本町におきましても物価高騰の影響により町民生活や事業経営は大変な状況に置かれているものと、このように認識をしております。

こうした中、先般国では「強い経済」を実現する総合経済対策を閣議決定したところであります。その柱の一つが「生活の安全保障・物価高への対応」であり、地域のニーズに応じたきめ細やかな対策として、「重点支援地方交付金」の拡充が盛り込まれたところであります。

当該交付金は、地域の実情に合った支援が一刻も早く国民に届くよう通知が発出されており、現在、国、県の支援策の詳細について情報収集を急いでいるところであります。

町といたしましては、町民生活への物価高騰の影響や町内の経済状況の把握に努め、交付金を効果的に活用すべく、機動的に予算編成作業を進め、町民の皆様にも速やかに支援が届くよう取り組んでまいります。

次に、熊被害対策の取組であります。議員ご案内のとおり、連日のように全国各地で熊被害が報道され、特に本県と秋田県は出没件数、人身被害とも群を抜く発生件数となっております。

本町の状況は、11月末時点で人身被害1件、出没件数347件、捕獲頭数93頭と、近年では最多となることが想定をされております。

国では、全国的な熊による国民の安全、安心が脅かされている深刻な事態に対応するため、令和7年11月14日に「クマ被害対策パッケージ」を関係閣僚会議で決定し、県でも「ツキノワグマ対策基本方針」を11月21日に国の対策を踏まえた内容に改定をし、総合的な対策を強化しているところであります。

また、警察庁においても、11月13日から「警察官職務執行法」に基づき、警察官がライフル銃を使用した熊の駆除を可能とする追加的・緊急的な措置を講じており、特に被害が多い本県と秋田県に応援部隊が派遣されたところであります。

ご質問のありました岩手県警「熊駆除対応プロジェクトチーム」の出動経過ではありますが、11月12日の午後に岩泉字太田地内の民家が四方を囲う畑の木で親子2頭の熊が実を食しているとの通報を受け、警察署員と一緒に居座りを確認したところであります。

市街地内の木の上に居座ったことから、銃での捕殺に必要なバックストップ等、銃弾からの被害を抑える場所がなく、民家等への被害が想定されたことから、銃猟はできないと判断し、麻酔銃での捕獲について県自然保護課と協議しましたが、狭隘な場所で、熊の追い込みが難しい状況にあり、射手の安全が確保できないと判断をされ、断念をし

たところであります。

町といたしましては、岩泉警察署と協議を行い、熊を見守りながら、広報やIP告知端末による警戒の周知と周囲のパトロールによって町民の安全確保に当たってきたところでもあります。夜間には一旦見守りとパトロールを解除し、人の気配をなくすることで、自ら山に帰る対応を取り、翌朝熊の居座りの解消を確認したところでもあります。

しかしながら、17日早朝に同じ場所に同じ個体と見られる親子2頭の熊の居座りを警察署員が確認をいたしました。状況が12日の居座りと同じであることから、岩泉警察署と協議をし、同様の対応を取ったところでもあります。

岩泉警察署からは、翌日も継続して居座る場合、「熊駆除対応プロジェクトチーム」の出動について県警本部で検討するとの報告を受け、出動条件となる人の生活圏内への出没であるか、緊急銃猟等による駆除ができない事情があるか、周辺の安全が確保できるか、ライフル銃による駆除が安全に実施できるかなどについて聞き取りを受けたところでもあります。

18日早朝に熊の居座りの継続を確認し、県警本部において「熊駆除対応プロジェクトチーム」の出動が決定され、周辺の安全確保のため、警察主導による町民の避難誘導が行われました。町では、岩泉警察署からの依頼により、駆除への立会い、捕殺後の熊の処理、ライフル銃での駆除を安全に実施するため、岩泉猟友会の指導、助言について対応を行ったところでもあります。

同日14時24分に町民の避難が完了し、県警本部が周辺の安全を確認した後、木から下りてきた時点での捕殺を決定し、タイミングをうかがっておりましたが、日没により16時37分に中止が決定されました。

町民は避難していたことから、農林水産課による追い払いを実施し、山に向かって逃走する熊を警察署員が確認し、町民の避難を解除したものであります。

熊被害対策の強化に対する県要望につきましては、これまでもあらゆる機会を捉えて行ってまいりました。県には、「ツキノワグマ管理計画」により個体数を的確に把握し、適正な個体数管理を行う責務がありますので、県が主体となって各市町村を牽引し、効果的な被害対策を取るよう要望を行ってまいります。

熊による農作物等の被害状況については、デントコーンや果樹を中心に、例年より多

くの被害が発生しているものと、このように推察をしているところであります。現在被害状況を調査しておりますが、各種共済制度の支給状況等を確認しながら、町が行うべき支援策につきましては、農家などの意見もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

観光や経済活動への影響と、その対応については、観光面への直接の影響として宿泊キャンセルが生じており、11月末現在では36組86人の発生を確認しております。

間接面での影響は推しはかることはできかねますが、龍泉洞観光に関する問合せが1日5件程度あり、11月の龍泉洞入洞者数が前年同月比で1割減少し、観光客の動向に影響を及ぼしている、このように推測をしているところであります。

また、町内の経済活動へ支障が生じているとの声は直接お聞きしておりませんが、観光事業者の状況については引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、緊急銃猟制度の実施であります。国では全国的に熊が人の生活圏内へ出没し、人身被害の件数が急増していることから、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」を9月から施行し、従来の有害捕獲に加え、新たに緊急銃猟の実施を追加したところであります。

緊急銃猟は、人の生活圏内に熊、イノシシが出没し、人命や身体の危機を防ぐために緊急な対応が必要で、銃猟以外の方法では捕獲が困難であり、町民や第三者に対し安全確保ができていない要件をクリアすることで、市町村長の判断によって銃猟を行うことができるということであります。

全国における緊急銃猟の実施状況は、11月28日時点で40件となっており、県内で実施可能な市町村は5市であると、このように把握をしております。

本町におきましては、岩泉宇太田地内での「熊駆除対応プロジェクトチーム」の出勤と対応の状況を踏まえ、改めて銃猟の難しさを理解いたしましたので、岩泉警察署、岩泉猟友会、関係機関等との協議、連携の強化を図りながら、来年度からの運用に向け必要な予算の措置や実施マニュアルの作成等を進めてまいりたいと考えております。

防衛対策の強化については、これまでも電気牧柵等による侵入させない対策に対し支援を行ってまいりました。

今後におきましても、一定の効果があると認められることから、現行の支援を継続し

ていくとともに、専門家の知見や他市町村等の事例も参考に、新たな考え方や技術の導入について対応してまいりたいと考えております。

熊捕獲報償費の支給等捕獲の強化につきましては、議員ご案内のとおり、ニホンジカ、イノシシ等は県が策定をする管理計画及び町の鳥獣被害防止計画によって通年の有害捕獲が実施されており、鳥獣被害対策実施隊員には捕獲の実績に基づいて報酬を支給し、成果が出ているものと、このように認識をしております。

議員ご提案の狩猟期における捕獲、さらにはくくりわなでの捕獲に対する報償費の支給につきましては、くくりわなでの錯誤捕獲に対する支給は、県自然保護課において適当でない判断されておりますが、狩猟期での捕獲に対する支給は他県でも事例があり、市町村の判断とされております。

熊の捕獲報酬については、見直しを行ってまいりましたが、有害捕獲件数の増加に伴い実施隊員の負担も増え、また緊急銃猟実施などの新たな対応に適用する報酬改定も行う必要があることから、一体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、春季捕獲の実施や年間を通じた捕獲など、県の管理計画に基づく事項につきましては、県のモニタリング調査による正確な生息数の把握など、科学的な根拠を踏まえた上で、地域の猟友会等の意向や実情に鑑みながら、県全体で取り組むべきものと考えておりますので、県内の市町村と歩調を合わせて今後取り組んでまいりたいと考えております。

人の生活圏に出没し、人身被害のおそれがある場合、町の指示で迅速に捕獲できる特例捕獲頭数の配分については、地域の実情に見合う配分を行うよう県に要望してまいります。

鳥獣被害対策に係る体制の充実強化については、気候変動や森林環境の変化等によって、野生鳥獣による被害は今後も増加していくことが予想され、現行の体制のみの対応では限界に来ていると、このように考えております。

今後におきましても、必要な資格者の養成も含め、どのような人材を確保し、どのような配置が適当であるか検討を深めてまいりたいと考えております。

また、有害捕獲を担う専門家の養成につきましては、現在の支援を継続しながら、緊急銃猟の実施や情勢の変化等に対応できるよう、ツキノワグマを捕獲できるハンターの

養成や専門的な知識の習得、必要な資格の取得について、岩泉猟友会と協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

ドローンやICTを活用した熊の出没情報の提供につきましては、今後導入に向け調査を進めてまいりたいと、このように考えております。

岩泉射撃場のライフル射撃場の増設につきましては、岩泉猟友会からも要望を受けており、県警と岩泉猟友会の設置協議がおおむね終了しているとお聞きしておりますので、来年度の国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用するなど、事業実施に向け県と協議を進めてまいります。

ツキノワグマが人の生活圏内に出没することは、人命に関わる重大な問題でありますので、今後におきましても人身被害が起きない、起こさない対策を町民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、再質問はありますか。どうぞ。

○8番（畠山和英君） 何点か確認を、また深掘りする意味で再質問をさせていただきます。

まず、熊被害対策の強化についてなのですが、質問でも防御対策あるいは捕獲強化、体制の充実強化などなど取り上げましたが、それにご答弁いただきました。ぜひこれを実現、実施していただくように、ぜひお願いしたいなと思います。

これまでは、熊のこれまでの、熊等の鳥獣被害の捕獲は、主に農作物でありました。今年になってから人身被害とか人の命とか大変になっているわけですが、これまでは農作物。町では、猟友会に有害駆除、町民から要請、何とかしてくださいということであれば現地を見て対応するのですが、この熊対応を町内に6班設けて、それに対応しているわけであります。

今年の状況を見ますと、さらに今年はその件数が200件を超える要請が来ているわけなようです。聞きましたら、担当課、農林水産課。その対応も大変というか、労力が大変になっているわけですがけれども、それについての今はやっぱり猟友会、ハンター、猟師は、やっぱり使命感というか、責任というか、あるいは町からの今度鹿の駆除に対して、鹿、イノシシに対して県下では類を見ない額を交付しているわけで、それらについても

やっぱりいろんな町に広がる、地域の皆さんに広げていかなければならないというふうなこともあってこれに対応しているというふうな状況なのですが、今の状況を見れば、おとしの2023年にその待遇面は改善をしているのですけれども、今の状況は担当課ではどのように捉えていますでしょうか。件数とか、その状況を見て、この報酬額の状況についてもお答えしていただければと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 一昨年私たちも熊の被害の増加に伴い、実施隊員の皆さんのご苦勞とかそういったものを聞きながら、あとはやはり事例によって、その場で捕殺ができない場合に、場所を移動しての捕殺という場合もあったために、その内容を踏まえながら報酬の改定をさせていただきました。

ただ、今年の状況を見ていきますと、有害の実施件数が非常に多くて、地域によっては本当に実施隊員の皆さんが3つも4つもわなを管理しなければならないという状況が結構な間続いているということで、非常にご負担をかけているなというふうに考えてございました。鳥獣被害実施隊員の皆様は、町のほうで辞令を交付している準公務員的な特別職の扱いではありますけれども、もともとはやはり趣味を目的としてハンターになられた方々であって、そういった方々をお願いしないと我々も熊の駆除等を実施できないということもあります。このようなこともありますし、緊急銃猟という今度はさらに危険な状況をお願いしなければならないことも今後出てくると思いますので、この報酬については現状のままではやはり皆さんの負託には応えられないなということで、改定に向けて、町長の答弁にありましたけれども、いろんなものを総合的に判断しながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 時間がなくなりましたので、簡潔にいきいたいと思いますが、それでは捕獲の報酬、報償をやっぱり出して待遇改善していかなければならないと思うのです。それで、くくりわなも同じでして、わなにかかったときに1人では対応、熊は全部そうですが、1人では対応できない、数人で処理するわけです。それについてもやっぱり仲間が、猟友会員と一緒にやってやるわけですので、それについてもやっぱり報酬については検討すべき、やっぱり出すべきだなと私は思っていますが、まずこれについ

てぜひ、いかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 猟期については、くくりわなは使えないわけですが、それ以外の部分については、くくりわなというのは鹿、イノシシ等の有害捕獲に利用していて、熊がそれにかかるのは錯誤捕獲という形になってございます。これにつきましては、県の自然保護課のほうでくくりわなに熊がかかること自体が本来あってはならない部分であるということで、それに対する報酬の支払いは不適當であるという見解もございまして、我々といたしましては、そこに対する報酬の支払いというのは今現在できないものと判断しておりますし、岩泉猟友会ともその辺の相談をさせていただきながら、猟友会のほうからもその分についてはご了承いただいているものと考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 獣道ですから、熊も何も通ってかかるのです。それに県は、かかるのが駄目だと言うのですけれども、それは内容は分からないお話かなと思うのです。それについては、やっぱりかけた人に対しては払えなくても、同じ有害の鳥獣で熊を捕るのと同じですので、やっぱりこれはほかの人も、ハンターとか一緒になってやりますので、それに対しては出せるかなと思いますので、ご検討ください。

次に、猟期の捕獲というふうなことでして、猟期の捕獲。ですので、そのときに、やっぱり今は猟期に捕獲したものに対しては出していません。この熊を減らしていく、町に来るのを減らしていく、国のパッケージでも示すとおりでありますので、これはやっぱり熊をどんどん捕獲しないと、また来年度以降どんどん大変になってくるかと思えます。今後、来年以降というか、この先。でありますので、やっぱりこれについても捕ってもらうためには経費がかかるわけですが、これについても私は出すべきだなと思っています。やっぱりこれも数人で熊に行くわけですので、これについてもぜひご検討をいただければなと思いますが、いかがですか。答弁に入っているのかな。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 猟期の中での狩猟については、大体皆さん巻き狩りをしたり、1人で穴に入っている熊を捕りに行く場合もあるとは存じますが、この

部分につきましても県内では猟期中の捕獲に対しての報酬の支払いというのは行われている事例はないのですが、他県においては事例があるということはお聞きしてございます。その辺も総合的にやっぱり我々も判断しながら、あとは国のパッケージにおいても春季捕獲の実施についても触れられている部分もございますので、それらも含めながら、国の施策等も注視しながら、こちらのほうは検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 今出ましたが、春季の捕獲期間の捕れるようにするというのと、あとは通年を通じて捕れるように、猟期の通年の期間にするということも要望、制度の改正について要望するとともに、やっぱりこれに捕獲したものに対しては検討というか、ぜひ交付をするように、できれば今年度の補正あたりからご検討していただければなと思います。

それから、緊急銃猟についても来年からというふうなことではあるのですが、やっぱり早くやったほうがいいかなと思います。これについての猟友会とか対応する人の、やっぱりこれはただでもないのでしょうか、幾らにするとか、併せて報酬とか報償を検討していくのは、これは大きなことかなと思いますので、これについては今現時点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） まず、通年の捕獲と、あと春の猟の関係ですけれども、現在県の管理計画の中では通年捕獲、これは予察という形であらかじめ捕ってしまうということはできない計画になっております。春猟につきましても、今現在県の管理計画の中では北上山地、こちらのほうについては熊の頭数の増加は見受けられないと。奥羽山系のほうにつきましては増加していることから、春猟を、伝統的な猟法の保護という目的で実施している。これについての岩泉町、こちら北上山地での春猟については次期計画で考えていきたいと思いますという形で検討されていると聞いてございます。という形で我々が春猟をする部分については次期計画での策定ということになってはいるのですが、この間の県の方針の中では、そういった捕獲圧を強める上での春猟の実施についても検討していくという内容になっておりますので、こちらは我々のほうからも力強く要望し

てまいりたいなというふうを考えてございます。

あと、緊急銃猟の報酬につきましては、緊急銃猟の報酬等々も高かったり安かったりという市町村の実情だったり、そういったものが出てくると思われますが、国のパッケージの中にもそういったことがないような形で、県が中心になってそういった平準化を図るよという形に今なっているものと見ておりますので、これにつきましては県と一緒にやりながら報酬の在り方についても考えていきたいというふうを考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 実施隊員あるいはハンターですけれども、大体一緒なのですが、やっぱりこれの待遇改善は図っていかないと、今るる申し上げてきたのですが、図っていかないと、もうこれを対応できる人はなくなります。それから、猟期についても、またぎの数やっぱり少ないですので、やっぱり次の人を育てるという意味も込めながら、これについてもかつてはお金になったかと思うのですが、今はもうお金にはならないような、熊は、内容でありますので、やっぱりこれは熊を、個体を減らしていかないと、捕獲していかないと根本的な解決になりませんので、それを対応するのは猟友会にお願いするしかない、実施隊にお願いするしかありませんので、この待遇は、それなりの待遇はやっぱりやって、ボランティアでやれではないのです。やっていただければなというふうに思います。ぜひそのようにご検討をお願いします。いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ハンターさんの養成、やはり猟期に巻き狩りで熊を狩猟に行く、そういったところに若い人たち、今まで熊を捕ったことがないような人たちも一緒に同行するような形で、熊を撃てる人たちの人材育成といいますか、そういったものも図っていかないと、急に熊が出たからといって緊急銃猟で熊を撃てるとは全然思っておりませんので、そういった部分につきましては猟友会といずれ相談しながら、そういった人たちの育成についてはお願いしてまいりたいと思いますし、鳥獣被害対策実施隊員の皆様の待遇改善についても、町長の答弁にもありましたとおり今後総合的に判断しながら待遇改善については考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 町長のご答弁の最後に、ツキノワグマが人の生活圏に出没したことは人命に関わる重大な問題でありますと、今後におきましても人身被害が起きないように、起こさない対策をやっていくというようなことでありますので、要は熊を捕獲して減らすことだと思います。そのためには、それをやる人がやっぱりいないとできないかなと思います。警察とか行政、公がやれば一番いいのですが、そうなるかなと思ったら、そうは一気にいかないと思いますので、やっぱり今はハンターを育てて、これを熊に負けないようにしていかなければならないかなと思いますので、ぜひそのことを申し上げまして、さっきのそれをするためには待遇改善を図っていかないとやる人がいなくなります。ぜひそのことは今回の補正から含めて、今年の補正予算、そして来年度につなげることを含めて、経済対策と同じですので、やっていただければなと思います。

物価高対策とか、そういう熊ももうちょっと聞いたかったのですけれども、もう時間ありませんので、もし委員会で聞ければ、そっちのほうに回して聞きたいなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） これで8番、畠山和英議員の質問を終わります。

12番、三田地久志議員、どうぞ。

〔12番 三田地久志君登壇〕

○12番（三田地久志君） 12番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。

中居岩泉町長は、この9月に今任期での勇退を表明されました。中居町長は、歴代町長の中で職員から町長に就任した初の町長であり、東日本大震災からの復興、平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧復興、あるいはコロナ禍での住民への対策などに追われ、なかなか自分が思い描く町政運営ができなかったのではないかと推察されます。

今議会が中居町長に対する最後の一般質問となりますことから、中居町長の職員時代及び町長2期8年を振り返りたいと思います。

職員時代から私が思いつくままに挙げることができる中居町長発案の施策は、現在も受け継がれ、その効果を発揮しているところです。例えば龍泉洞清水川釣りまつり、龍

泉洞内ライトのLED化、龍ちゃん商品券の発行。台風第10号豪雨災害下では、被災住民への救護施策など様々な対応をしていただきました。

町長に就任してからは、危機管理課の設置、防災士の育成、こども園の無償化、18歳までの医療費無償化、定住のための宅地造成・分譲、定住住宅などの整備、地域おこし協力隊による移住対策、ふるさと納税の拡充、済生会岩泉病院の充実、岩泉高校の存続強化、さらには道路が重要とのことから、国道455号線の土側溝の埋立てによる拡幅、国道340号の浅内工区への着工、大牛内地区への水道管布設など、真に住民に必要とされる施策について適時適切に施策を実行してきました。また、小川支所の老朽化に伴い改築を行い、来年には完成の予定であります。

9月の第3回定例議会において、畠山和英議員も質問していましたが、中居町長にとって最後の議会となりますことから、町政、議会に対する思いをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁、どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 12番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成30年1月28日に町長に就任をし、臨んだ初議会は平成30年3月2日開催の第1回町議会定例会での所信表明でありました。

このときの所信表明では、まさに町史最大の危機でありました台風10号災害からの復旧・復興を最優先の課題として全力で取り組んでいく旨の決意と覚悟を申し述べたところであります。

その中で、中国歴史書の漢書の「雨垂れ石をうがつ」を例えに、町政運営に当たっては、たとえ小さな課題であっても、その一つ一つに丁寧に向き合い、確かな形をつくり上げていくということによって復旧・復興を成し遂げ、ふるさと岩泉を後世につなげてまいりたいとの思いからでありました。

東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げ、台風10号豪雨災害の対応や新たなまちづくりに挑戦をしようとした矢先、令和元年から5年まで続いたコロナパンデミックの追い打ちもあり、これからというときに出ばなをくじかれた感もありました。

喫緊では、今議論もされておりますが、熊被害対応にも追われるなど、振り返ってみ

ますと、まさに災害との闘いの連続でもあったなど、このようにも思ったところであり
ます。

しかし、最近では各地域でかつてのイベントが復活し、町民の皆様の笑顔を拝見したり、声をかけられたりしますと、以前の穏やかな雰囲気にも包まれた岩泉町を少しずつではありますが、取り戻せたと、そのようにも感じているところでもあります。

議員からご紹介を賜りました様々な事業の一つ一つにつきましても、ここでは触れませんが、9年間という年月を要しましたが、台風10号豪雨災害からの復旧・復興を着実に進めることができましたことは、議員各位のご理解とご協力のたまものであると、このように思っております。

改めて町民の皆様をはじめ、町職員、岩泉消防団、そして全国から駆けつけていただいたボランティアの皆様、国、県、工事関係者など、台風10号豪雨災害にご支援を賜りました全ての皆様に感謝と御礼を申し上げたいと、このように思っております。

私は、常に「ワンチーム」、「オール岩泉」というフレーズを用いてこれまで町政に取り組んでまいりました。

1町5か村が合併をし、広大な面積を有する岩泉町のまちづくりに当たっては、それぞれ意見の相違もあってしかるべきではありますが、議論を尽くした上で方向性が決まったら、まさにチーム一丸となってスクラムを組んで取り組むことが非常に肝要であると、そういう思いからの発言でありました。

町長就任以来、「安全安心で災害に強いまちづくり」を念頭に、様々なハード整備に加え、地域防災力向上の観点から防災士の育成や自主防災協議会の立ち上げなど、町民一丸となって防災、減災に取り組む環境づくりを進めてまいりました。

おかげさまをもちまして、本年10月末には小本川の大規模河川改修工事も終了し、11月1日に復旧・復興記念式典を迎えることもできました。

適当な言葉を見いだせませんが、あえて表現をするならば、「責任を果たした安堵感」というようなことではないかなと、このようにも思っております。

この2期8年間、台風10号災害からの復旧・復興を成し遂げるという強い思いで町政に携わることができた今、まさに災害で荒れ果てた広大な岩泉の大地を耕し、新たな種をまく環境を整えることができたこと、このようにも思っております。

今後におきましても、災害の記憶を風化させることなく、防災・減災の取組の重要性を次の時代にしっかりとつなげていくことが「ふるさと岩泉」を再生する確かな一歩になり、ひいては岩泉町未来づくりプランに掲げる「一人ひとりの未来の花が咲き誇る町」の創造へつながるものと、このように考えております。

結びに、私の任期は来年1月27日までであります。残すところ一月と22日、初心を忘れることなく最後の最後まで町政の推進に取り組んでまいります。どうぞ議員各位におかれましては、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 12番、再質問はありますか。

○12番（三田地久志君） ありません。

○議長（八重樫龍介君） これで12番、三田地久志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時07分）

令和 7 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

| | | | | | | |
|--|---------------------|---------------------------------|------------|------------|-----------|------------|
| 招 集 年 月 日 | 令 和 7 年 1 1 月 1 3 日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 岩 泉 町 議 会 議 事 堂 | | | | | |
| 開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時 | 開 議 | 令 和 7 年 1 2 月 9 日 午 後 4 時 5 5 分 | | | | |
| | 閉 会 | 令 和 7 年 1 2 月 9 日 午 後 5 時 0 9 分 | | | | |
| 出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席 | 議 員 番 号 | 氏 名 | 出 欠 の 別 | 議 員 番 号 | 氏 名 | 出 欠 の 別 |
| | 1 | 大 山 幸 真 | ○ | 8 | 畠 山 和 英 | ○ |
| | 2 | 裊 地 照 夫 | ○ | 9 | 林 崎 竟 次 郎 | ○ |
| | 3 | 菊 池 孝 広 | ○ | 1 0 | 合 砂 丈 司 | ○ |
| | 4 | 千 葉 泰 彦 | ○ | 1 1 | 三 田 地 泰 正 | ○ |
| | 5 | 佐 藤 安 美 | ○ | 1 2 | 三 田 地 久 志 | ○ |
| | 6 | 小 松 ひ と み | ○ | 1 3 | 八 重 樫 龍 介 | ○ |
| | 7 | 畠 山 昌 典 | ○ | | | |

| | | | | |
|---|------------|-------|------------------|-------|
| 会議録署名議員 | 10番 | 合砂丈司 | 11番 | 三田地泰正 |
| | 12番 | 三田地久志 | | |
| 職務のため議場 に出席した者の 職・氏名 | 事務局長 | 中川原克彦 | 局長補佐 | 石黒保幸 |
| | 主任 | 川崎久美子 | | |
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名 | 町長 | 中居健一 | 副町長 | 三浦英二 |
| | 教育長 | 袈岩千裕 | 総務課長兼 危機管理課長 | 三上義重 |
| | 政策推進課長 | 佐々木章 | 会計管理者兼 税務出納課長 | 三上訓一 |
| | 町民課長 | 佐藤哲也 | 健康推進課長 | 三浦政宏 |
| | 経済観光交流課長 | 佐々木修二 | 農林水産課長 | 佐々木忠明 |
| | 地域整備課長 | 日吉理 | 上下水道課長 | 山岸知成 |
| | 消防防災課長 | 佐々木規雄 | 教育次長 | 小野寺一徳 |
| | | | | |
| 議事日程 | 別紙議事日程のとおり | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 議事の経過 | 別紙のとおり | | | |

令和7年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年12月9日(火曜日)午後4時55分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第4号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 11 議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 2 議案第12号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 3 議案第13号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 4 議案第14号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 5 議案第15号 令和 7 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 1 6 請願第 3 号 消費税率 5 % 以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求め
る請願 (総務常任委員長報告)

閉会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時55分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）までの15件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、小松ひとみ議員。はい、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 小松ひとみ君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（小松ひとみ君） 令和7年12月9日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。条例補正予算審査特別委員長、小松ひとみ。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案可決。

議案第3号 基幹集落センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について、原案可決。

議案第4号 岩泉町行政手続条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町日本短角種肥育素牛導入資金貸付基金条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町水道事業給水条例及び岩泉町下水道条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第10号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第11号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第14号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第15号 令和7年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上であります。

○議長（八重樫龍介君） 条例補正予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった15件の議案は、条例補正予算審査特別委員会において審査が十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第1号から議案第15号までの15件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第16、請願第3号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、千葉泰彦議員。はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 千葉泰彦君登壇〕

○総務常任委員長（千葉泰彦君） 令和7年12月9日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。
総務常任委員長、千葉泰彦。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、請願第3号。

件名、消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきものと決定。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決いたします。

お諮りします。この請願に対する委員長報告は不採択です。この採決は起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八重樫龍介君） 起立少数です。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回岩泉町議会定例会を閉会いたします。

（午後 5時09分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

八 重 樫 龍 介

署 名 議 員

合 砂 丈 司

署 名 議 員

三 田 地 泰 正

署 名 議 員

三 田 地 久 志
